

九州・長崎IR区域整備計画素案

長崎県・CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN
(令和3年12月)

1. はじめに
2. 設置運営事業予定者における取組（事業基本計画案）
3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性
 - （1）公平・透明な公募設計等
 - （2）地域理解の促進
 - （3）九州連携の促進
 - （4）交通アクセスの強化
 - （5）IR予定区域を含む周辺地域の調和がとれた開発促進
 - （6）国際観光人材の育成
 - （7）MICE支援体制の確立
 - （8）広域・周遊観光の推進
 - （9）懸念事項対策
4. 推進体制・スケジュール

1. はじめに

1. はじめに（本書の位置付け等）

- 九州・長崎IRを実現するために必要な具体的方策については、平成30年4月26日の「長崎IR基本構想 有識者会議とりまとめ」を基に、H31.3月にその取り組む方向性及びスケジュール等を取りまとめたところである。また、その後の有識者会議や県議会での議論等を経て、令和2年4月には「九州・長崎IR基本構想」を策定したところ。
- 今般R3.8月に設置運営事業予定者を決定したことに伴い、これまでお示してきた主に行政施策に係る取組の方向性に加え、設置運営事業予定者が担う「事業基本計画部分」を追加したものを区域整備計画（素案）として、お示しするもの。

H30.4 IR基本構想有識者会議取りまとめ

九州・長崎IRの実現に向けて取り組むべき方向性

- (1) 交通アクセスの強化
- (2) 弊害防止
- (3) 国際観光人材の育成
- (4) 地域理解の促進
- (5) IR区域を含む周辺地域の開発促進

項目追加
具体化

H31.3 取り組むべき10の方策

区域認定のために必要と考えられる項目

(1) ~ (5)



- (6) 九州の合意形成
- (7) IR事業者等との関係強化
- (8) 公平・透明な公募設計
- (9) MICEプロモーション体制の確立
- (10) ゲートウェイ機能の確立

R2.4 更新

R2.6 更新

R2.4 九州・長崎IR基本構想

(1) ~ (10)

※ (7)・(8) は、主に実施方針等で記載

具体化

R2.6 区域整備計画骨子（行政部分）

(1) ~ (10) を含めた区域整備計画の記載項目

※一部項目は統合（順番入替等含む）

R3.11 九州・長崎IR区域整備計画（素案）

R3.11 設置運営事業予定者の事業基本計画案

1. はじめに（区域整備計画に記載すべき事項との関係）

区域整備計画

①区域整備計画の意義及び目標に関する事項

（はじめに）区域整備計画の意義及び目標

②特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項

（はじめに）区域の位置及び規模

③設置運営事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

④特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する事項その他の設置運営事業等の基本となる事項に関する計画（事業基本計画）

2. 設置運営事業予定者における取組（事業基本計画案）

⑤前各号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項

交通強化

（4）交通アクセスの強化

環境整備（都市計画、生活環境等）

（5）IR予定区域を含む周辺地域の調和がとれた開発促進

⑥前各号に掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

国際競争力強化施策

（6）国際観光人材の育成

（7）MICE支援体制の確立

（8）広域・周遊観光の推進

⑦カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

懸念事項対策

（9）懸念事項対策

⑧区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項

（はじめに）IR導入による効果等

⑨認定都道府県等入場料納入金の使途に関する事項

⑩認定都道府県等納付金の使途に関する事項

※区域整備計画を共同で作成する事業者の選定には、公平公正な選定・公募手続きの確立が必要

事業者公募・契約

（1）公平・透明な公募設計等

※区域認定申請には、公聴会等の実施や県議会における議決が必要

合意形成

（2）地域理解の促進

（3）九州連携の促進

1. はじめに（区域整備計画の意義及び目標）

【意義】：世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなることにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を目指し、九州・長崎における観光の更なる振興を図ることで「**新たな人の流れ**」、「**良質な雇用の創出**」等の地方創生の実現を図る。

【目標】：九州・長崎に我が国の観光産業の新時代を象徴するゲートウェイを設けることで、**観光産業の基幹産業化**を図ると共に、成長力の高い東アジア地域をはじめとした海外に近接する**九州・長崎の地域経済の更なる成長・地方創生**を実現し、もって**我が国全体の観光及び経済振興の起爆剤**となることを目指す。

世界最高水準のIR導入による、地方創生に留まらない、国施策への貢献

| | 世界 | 日本 | 九州・長崎 |
|------|-------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 外的要因 | 観光は成長産業 | 観光立国実現に向けた取組の推進 (観光ビジョン等の策定) | 九州一体となった観光戦略の推進 |
| | IRによる成功事例 各地で新たなIR開発 | 観光先進国への飛躍 (IR導入の推進) | 観光振興・IR導入による 構造的な課題解決に期待 |

| 内的要因 | 九州・長崎の5つの政策課題 | | | | |
|------|-----------------|------------------|--------------|--------------|---------|
| | 人口減少の抑制 | 雇用の創出と 住民所得向上 | 新たな人の流れの創出 | 地域経済の 活性化 | 財政基盤の強化 |
| | 九州・長崎の5つのポテンシャル | | | | |
| | アジアとの近接性 | メッセージ性の高い観光資源 | | IR候補地の開発環境 | |
| | 良好な観光市場 | | IR導入に向けた合意形成 | | |

『観光先進国』としての日本

日本型IR導入による
国際競争力の高い滞在型観光の実現
＜IR区域整備＞

2030年までに、訪日外国人旅行者数6,000万人、同消費額15兆円の達成
＜明日の日本を支える観光ビジョン＞

『地方創生』

(しごと)
良質な雇用創出・所得向上
(ひと)
若者定着・UIターン促進
(まち)
「しごと」と「ひと」の好循環を支える都市機能強化

更なる『国施策への貢献』*

九州に多数所在の
国境離島地域の保全・振興
＜有人国境離島法＞

古くから九州が誇る
歴史・芸術・伝統等の文化保全・活用
＜文化経済戦略＞

日本とアジアを繋ぐ
九州ゲートウェイ機能の強化
＜九州圏広域地方計画＞

* 多文化共生やフェアトレードをはじめとしたSDGsの観点など、グローバルスタンダードにより区域整備を推進

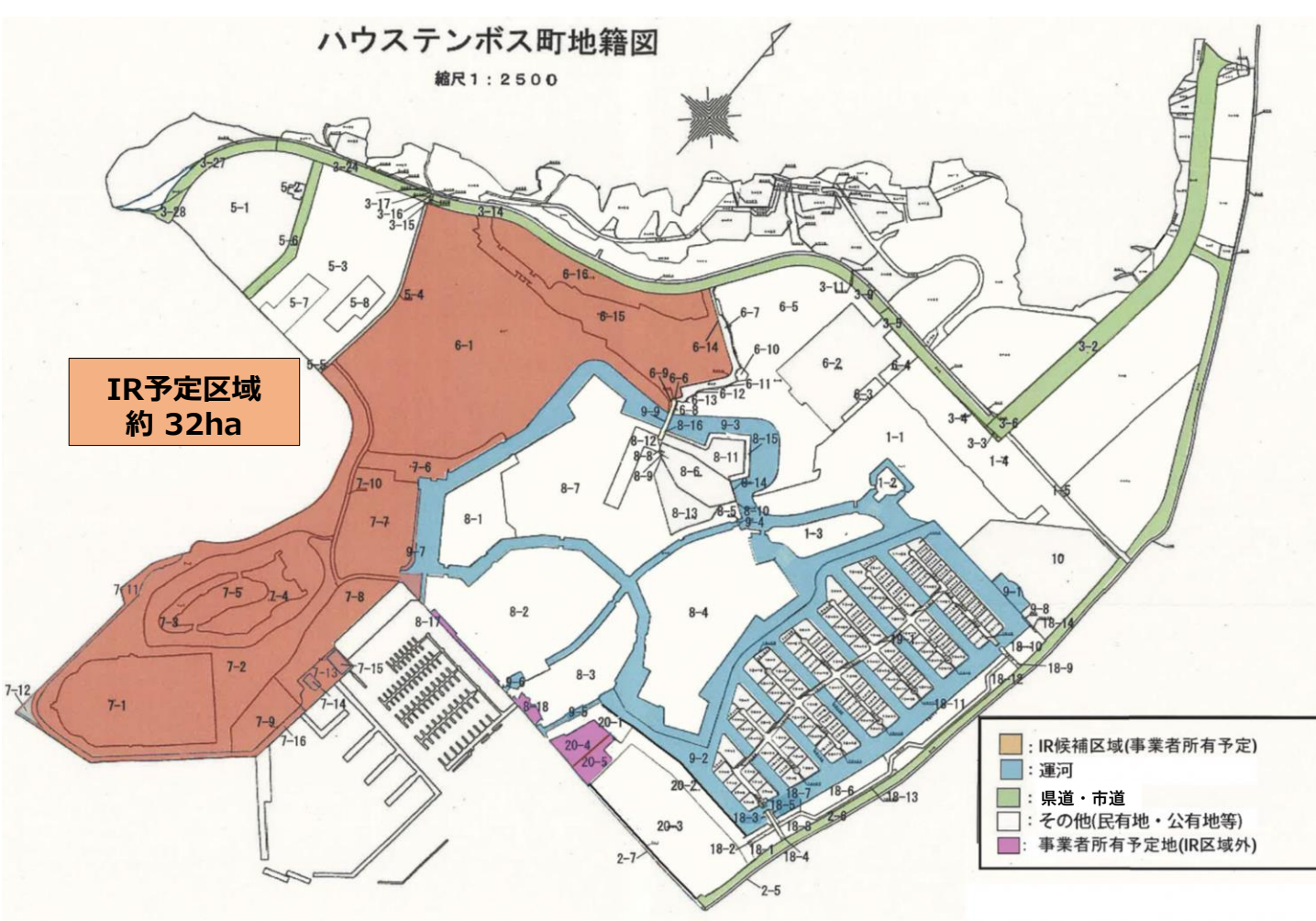
1. はじめに（区域の位置及び規模）

OIR予定区域の位置

長崎県佐世保市ハウステンボス町
6番1ほか

OIR予定区域に関する内容

- IR区域のうち約31haについては、HTBよりIR事業者へ205億円（税抜）で売却（土地及び建物等を含む）予定。
- IR事業者より、公共ハーバー・マリナーを一体的に整備したいとの意向があることから、周辺の敷地（約1ha）を加えた約32haをIR予定区域とする。（※敷地の取扱いについては今後関係者と調整）
- IR予定区域及び周辺区域において、適切な開発及び整備が進められるよう、都市計画法に基づく用途地域等の土地利用規制の変更を予定。



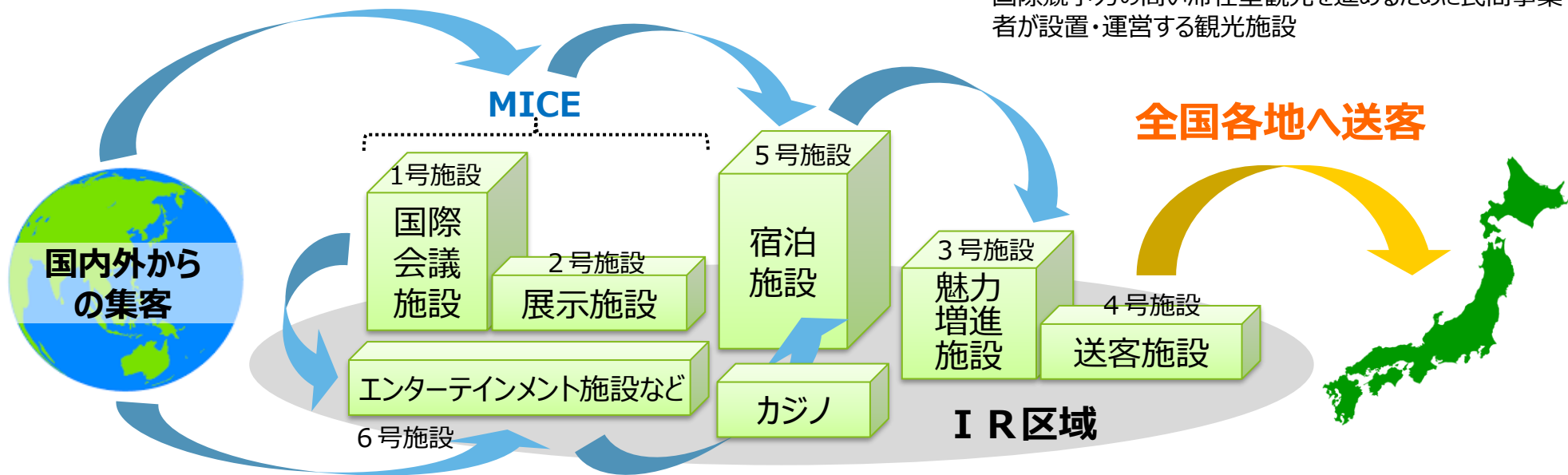
| 項目 | 概要 |
|--------|--|
| 区域区分 | 市街化区域 |
| 用途地域 | 商業地域 |
| 建ぺい率 | 80% |
| 容積率 | 400% |
| 高さ制限等 | 無 |
| 防火関係 | 建築基準法第22条区域 |
| 特別用途地区 | 第1種娯楽・レクリエーション地区 第2種娯楽・レクリエーション地区 第3種娯楽・レクリエーション地区 |
| 下水道 | 公共下水道針尾処理区内 |

法令等に基づく制限（都市計画法等）

1. はじめに（設置運営事業）

特定複合観光施設（IR）のイメージ

国際競争力の高い滞在型観光を進めるために民間事業者が設置・運営する観光施設



九州・長崎IRのあるべき施設及び施設の有する機能

| | | | |
|-----------------|---|----------------------|---|
| MICE 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ ハイクラスに対応可能なラグジュアリーかつ隔離性のあるミーティング施設 ◆ クルーズによる新たなインセンティブMICE需要の創出 ◆ 最大規模のインセンティブツアーに対応可能な国を代表する規模（最大会議室の収容人数6千人以上・施設全体の収容人数1万2千人以上）のコンベンションホール ◆ 人々の交流を促し、多目的利用が可能な一定規模以上（展示床面積の合計2万㎡以上）の展示場施設 | 宿泊 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 増加する宿泊需要に対応できる規模があり、且つハイグレードを含めた幅広い客層・ニーズに対応できる施設 ◆ 候補区域の特性を活かしたリゾート施設に相応しい、非日常的・印象的な空間を創出する施設 |
| 魅力 増進 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本・九州の伝統・文化・芸能のコンテンツをショービジネスとして展開し、日本各地・九州の津々浦々への観光の起爆剤となる施設 | 来訪及 び滞在 寄与 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 九州ならではの滞在提案型観光コンテンツの創出（四季の変化と楽しみ、自然を活かしたアクティビティ、職人技を集結させたプレゼンテーション機会創出、温泉による新たな需要創出、ガストロミーリズム など） |
| 送客 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 最先端技術等を活用したショーケース機能、コンシェルジュ機能の導入により、顧客体験価値を創造する施設（機能） ◆ 移動自体のアクティビティ化含めた、交通機能の強化 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 海を活かした開発、マリリゾートらしい空間の演出 ◆ ICTインフラ構築による、先進的且つ持続可能な観光リゾートの構築 ◆ IR施設について、災害時などの避難施設等として利用する機能の確保 |

1. はじめに (IR導入による効果等)

※具体的な設置運営事業による経済波及効果については、事業基本計画部分を参照

九州・長崎への効果

■九州観光戦略の達成に向けた貢献

- 九州ブランドイメージ構築
- 観光インフラ整備
- 九州への来訪促進
- 滞在・消費促進

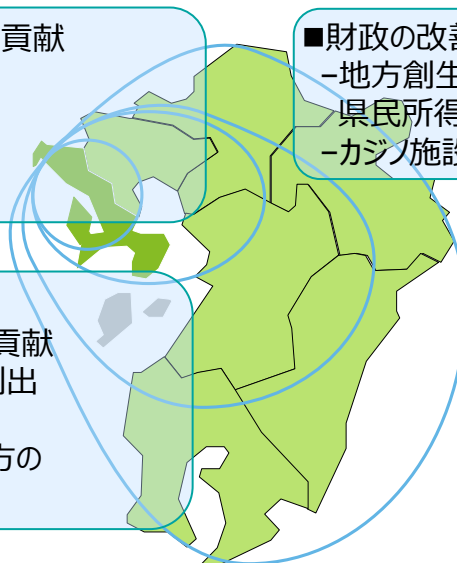
■財政の改善

- 地方創生への貢献（人口減少の歯止め、県民所得増加等）による税徴収額の増加
- カジノ施設による納付金・入場料

■「観光立県長崎」の実現

■まち・ひと・しごと総合戦略への貢献

- 「しごと」と「ひと」の好循環の創出
- 地方経済への強いインパクト
- 広域観光周遊を促進し、地方の魅力が強力に発信 等



日本全国への効果

■観光及び全国地域経済の振興寄与

- アジアの玄関口である九州・長崎発による、新たな広域観光周遊ルートの形成
- 訪日外国人旅行者数・消費額、全国の外国人延べ宿泊数の増加



納付金・入場料納入金の使途

【政府における納付金等の使途に関する考え方】

■ IR整備法231条に規定されている使途の考え方

- ・ 観光の振興に関する施策
- ・ 法の目的及び地方公共団体の責務を達成するための施策（カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策など）
- ・ 地域経済の振興に関する施策
- ・ 社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策

■ その他、基本方針に規定されている使途の考え方

- ・ 認定都道府県等入場料納入金は、IR区域の整備の推進のための施策及び措置、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置にも充てられることが望ましい。

【納付金・入場料納入金の使途に関する考え方】

- 政府における考え方も踏まえつつ、離島振興など、九州・長崎の課題解決に対応する施策を含め、活用対象となる施策を検討していく（以下、例）。

- ① **観光の振興に関する施策**（例：ユニバーサルツーリズムの推進、MICE誘致・開催の推進、国際航空路線の誘致含めた交通アクセス整備 等）
- ② **地域経済の振興に関する施策**（例：脱炭素化・再エネ利活用推進、新たな地域基幹産業の創出推進、地場産品ブランド化 等）
- ③ **法の目的及び地方公共団体の責務を達成するための施策**（例：依存症の予防等に向けた取組の強化・推進、警察機能強化 等）
- ④ **社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策**（例：バリアフリー推進、医療・福祉提供体制整備、諸外国等との異文化交流推進 等）
- ⑤ **離島振興など、九州・長崎の課題解決に対応する施策**（例：新交通・物流をはじめとした新技術の利活用推進、離島周遊型旅行商品の開発推進、広域周遊や依存症対策に係る九州内連携体制整備 等）

2. 設置運営事業予定者における取組（事業基本計画案）

- コンセプト、体制等 . . . P12
- イメージパース等 . . . P16
- 各号施設 . . . P20
- 附帯事業等 . . . P30
- 防災・減災 . . . P32
- 地域貢献 . . . P33
- 懸念事項対策 . . . P36

CONCEPT

【目指す姿】

九州・長崎の独自性ある強み、設置運営事業予定者が持つオーストリア・ウィーンの特長を融合し、唯一無二の誘引力あるエリアを創り上げることで、九州・長崎を日本の象徴にまで押し上げて、世界中から多くの観光客を誘客～日本全国へ送客を果たし、「**観光産業革命**」を実現します。

【九州・長崎IRの魅力】

東洋文化と西洋文化の融合、伝統的なものと革新的なものの融合。時代を超え、距離を超え、広く受け入れ、取り込んで、新しく生み出す。これこそがこの九州・長崎IRの魅力・価値である「**真の和洋折衷**」です。

Concept

Accept, Devise, Creation

様々な文化を受け入れ、融合し、新しい価値を生み出す街。

IRを設置・運営することで長崎県が抱える5つの課題に対して貢献します。

【貢献①】

雇用の創出
所得の向上

【貢献②】

人口減少の
抑制

【貢献③】

新たな人の流れ
の創出

【貢献④】

地域経済の
活性化

【貢献⑤】

財政基盤の
強化

長崎県が抱える課題に対しての具体的な貢献内容

【貢献①】 雇用の創出 所得の向上

IR施設では施設内において大きな雇用が創出され、周辺地域においても産業が盛んになり、所得も向上することが想定されます。

施設内雇用者数：
約1万人

【貢献②】 人口減少の 抑制

周辺地域でも雇用が創出されることで、人口減少が抑制されます。

雇用誘発効果：
運営時 約3万人

【貢献③】 新たな人の 流れの創出

毎年多くの来訪客が見込まれており、それらの来訪客の一定数が他地域に送客されることで新たな人の流れを創出します。

来訪者数：
約840万人/年

【貢献④】 地域経済の 活性化

IR施設の建築段階及び運営段階の双方において、多くの需要が創出され、地域経済の活性化に貢献します。

経済波及効果：
運営時 約3,200億円/年

【貢献⑤】 財政基盤の 強化

毎年、カジノ収益の15%相当の納付金及び入場料納入金が納入され、県・市の財政基盤が強化されます。

県納付金・入場料納入金：
約300億円/年

九州・長崎 IRの実現には、信頼性と継続性が最重要

「有害な影響の排除 及び 徹底したコンプライアンス確保」
に最も重点を置いた、世界最高水準の事業運営の実現に努めます。

世界最高水準の事業運営の実現を可能とする
カジノオーストリア・インターナショナルの強み

強み①

オーストリア国有のカジノ運営企業であり、
オーストリア政府の厳格な審査のもとで成立しているクリーンな企業です

強み②

贈収賄防止、コンプライアンスのマネジメントシステムにおける
世界標準規格を取得しており
厳格な世界標準規格をクリアしている企業です



贈収賄防止マネジメントシステム
世界標準規格 ISO 37001

コンプライアンスマネジメントシステム
世界標準規格 ISO 19600

CAIグループ【体制】

九州・長崎IRは、オーストリアの国有企業であるカジノオーストリア・インターナショナル社を中心に、各施設のノウハウを有する国内外の企業の協力の下で運営します。

CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL (CAI) グループ (代表企業：カジノオーストリア・インターナショナル・ジャパン)

| | |
|----------------|---------------------------------------|
| 国際会議場 展示場 | 総合コンベンション企業等 |
| 魅力増進 施設 | エンタテインメント関連企業 |
| 送客施設 | 大手テクノロジー・旅行関係企業 |
| 宿泊施設 | 国際的なラグジュアリーホテルブランド等 |
| 来訪及び滞在 寄与施設 | エンタテインメント関連企業・デベロッパー等 |
| カジノ施設 | カジノオーストリア・インターナショナル |
| 懸念事項対策 | 治安維持対策：大手警備会社 ギャンブル依存対策：医療機関、研究機関等 |
| 開発・設計 | ゼネコン、設計会社等 |

九州・長崎IR イメージパース



九州・長崎IR イメージパース



街中景観



マリーナ



街中景観



施設鳥瞰

九州・長崎IR イメージパース



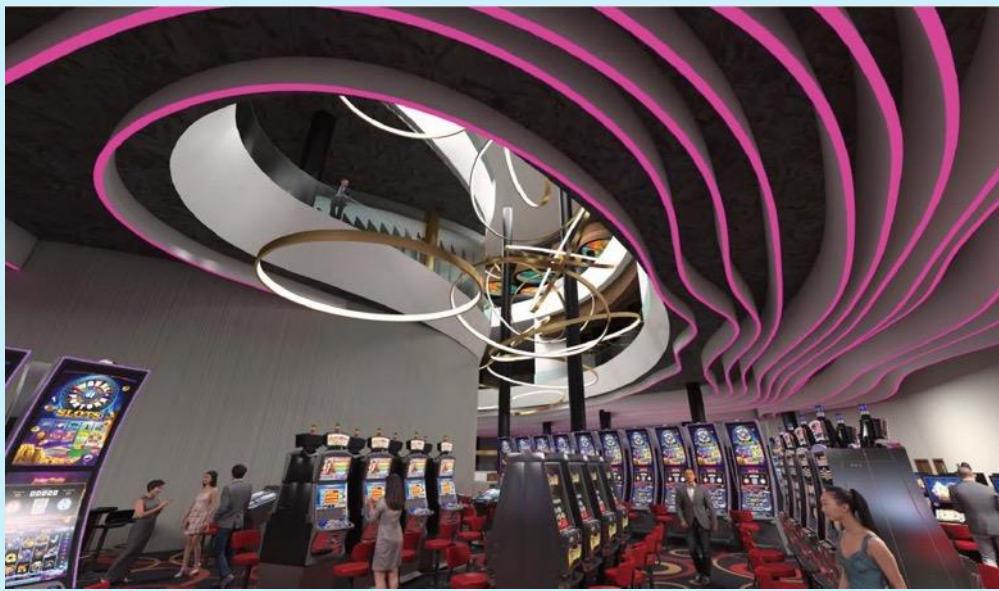
国際会議場レセプションホール



クリスタルタワーホテル客室



展示場ホワイエ



カジノ

エリア全体配置図

- 「真の和洋折衷」のコンセプトの具体化を意識したデザイン。
- 過去から現代そして近未来へと連続的に形成される街としての配置計画。
- ハウステンボスとの景観調和に配慮。



エリア面積 約32ha(ヘクタール)

IR施設の床面積の合計 約55万㎡(平米)

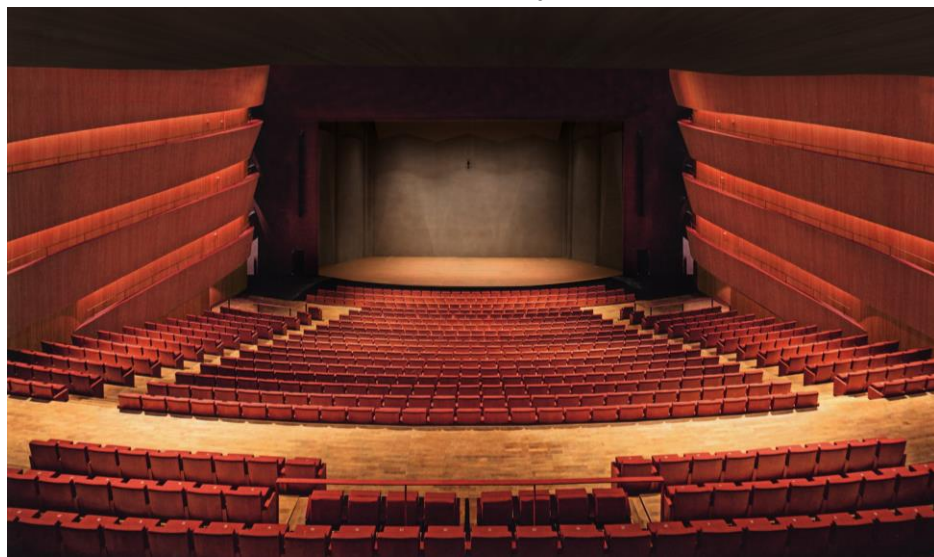
各号施設説明【1号、2号：MICE施設】

九州・長崎に立地するリゾートMICEとして

「会議場・展示場・宿泊施設」を持つ一体型 コンベンションコンプレックスとして整備

複合施設としての強みを持ったMICE施設を目指す

〈国際会議場〉



大ホール6,000席、その他会議場6,000席以上

〈展示場〉



展示ホール総面積：2万㎡以上

都市型のMICE施設にはない、複合施設としての特徴を持つ施設。
従来のMICE利用だけでなく、これまでにない催事やイベントを誘致・実施し、
これからの新しいMICE施設として、世界を牽引していく存在となります。

各号施設説明【1号、2号：MICE施設】

CAIグループの国内ルートやオーストリア政府・政府傘下企業の知見を最大限活用、併せて官民と連携し、国内外のMICEやイベント誘致を推進

CAI、およびオーストリア国有企業との徹底した連携体制

本国オーストリアルートが関係するMICE組織が保有する過去の誘致情報の共有及び誘致協力

営業強化と経済団体や企業との連携強化のため大都市圏にも拠点を設置

団体や企業の本部が多い大都市圏で施設の情報発信と営業を積極展開

官民一体での大規模国際会議等の積極誘致・創設

県が主導して設置するMICE誘致支援組織を通じた県内及び九州地域内の各団体との連携

協力企業を通じたエンターテインメント分野の積極誘致

協力企業が強みを持つサブカルチャーやe-sportsなどのイベント誘致や創設

リゾートMICEとして九州・長崎が持つ観光資源をフックとした誘致を展開

他の施設には無い豊富な観光資源という来場目的を強みに大型のクルーズや企業報奨旅行を誘致

各号施設説明【3号：魅力増進施設】

あらゆる伝統芸能・文化・食・芸術を「コンテンツ化」
長崎・九州・日本の魅力を来訪者へ発信

施設名：ジャパン・ハウス

地下1階～地上6階建て+屋上／総面積約2.3万㎡の構造



劇場

伝統芸能、クールジャパンなど日本・九州・長崎が誇るコンテンツと最先端技術の掛け合わせて新しい魅力として発信します。

飲食・物販・美術館・体験

食材、名産品、文化など日本・九州・長崎の今とこれまでをコンテンツとして提供します。

ジャパン・ハウスの劇場で提供するコンテンツの実績例



長崎・九州・日本の文化芸術の魅力と最先端技術を掛け合わせ、
国籍や世代を問わず楽しめる、新しい魅力に溢れたコンテンツとしてプロデュースします

「祭りアイランド九州」

九州の勇壮な祭りの魅力をステージライブ&
最先端技術にて紹介

「クールジャパン」

・アニメ&ゲームの上映会や発表会、e-
sports、コスプレ、Vtuberイベントを実施

各号施設説明【3号：魅力増進施設】

日本の伝統、文化、芸術、先端技術などの様々な魅力を発信

Japan Square

日本庭園風の広場で四季を体験

Sakura Street

桜の花が咲き誇る日本風の並木道



飲食

地元の食材を提供する物産展などの飲食イベントや各種コンテンツとのコラボカフェを展開

物販

長崎をはじめ、九州・沖縄の名産品・お土産を幅広く扱うセレクトショップ

ジャパンアート

「日本・九州アート展」「原画&フィギュア展」などの芸術発信

体験

縁日風ゲームと最先端技術を融合させた体験提供

イベントスペース

多種多様なショーケース・イベントを開催

オール長崎そしてオール九州で、世界に感動を

Life-change Travel

世界中の人々に人生を変えるような「感動的な旅を提供」

長崎県観光連盟や九州観光推進機構等との連携による〈地方創生型観光商品例〉

夕日と島々が織り成す絶景を
「九十九島・サンセットクルーズ」

九十九島に沈む夕日を眺めながら、
ゆったりと贅沢な時を過ごしていただく



嬉野を日本茶文化のメッカへ
「嬉野ティーリズム」

茶畑の絶景茶空間で茶師が淹れる、
格別な嬉野茶を楽しむ



2次交通課題を解決するプライベート・ダイ
レクトアクセス型観光商品例

樹齢千年の木々との語らい
屋久島縄文杉と白谷雲水峡トレッキング



太古の地球が生み出した奇跡
阿蘇空中散歩とカルデラ体験



各号施設説明【4号：送客施設】

ショーケース 機能

Life-change Travelへのモチベーションを喚起する、圧倒的で深い、五感と心に響く観光プレ体験を提供。

感性工学に基づく、感性（知覚）訴求技術を駆使した体感型プロモーションで、表現・伝達が容易でない観光体験の質について効果的に訴求します。



コンシェルジュ 機能

「おもてなし」を体現するプロフェッショナル・コンシェルジュ・スタッフ、双方向リアルコミュニケーション型のAIコンシェルジュを導入。

英中韓を中心に、多言語対応可能なスタッフが対応。フランス語やドイツ語を含む29ヶ国語を翻訳可能なAIコンシェルジュを整備し、多くの来訪者の観光意欲を向上させます。



待合 機能

待合のストレスフリー、効率性・利便性の高いFast travelのためのMaaSを導入。

交通機関の運行状況、天候や訪問地情報などを組み合わせ、予約決済に対応するレコメンド型MaaSアプリを導入します。



各号施設説明【5号：宿泊施設】

ラグジュアリーホテルチェーンからヨーロッパ風、高級温泉旅館まで
「真の和洋折衷」のコンセプトのもと、2000室以上の多様な選択肢



① クリスタルタワーホテル

世界的ラグジュアリーホテルチェーンによる運営
カジノ顧客はもちろん、
ビジネス・レジャー・観光に幅広く対応



② 旧ホテルヨーロッパ

旧ホテルヨーロッパを改装した
ヨーロッパ風高級ホテル
宿泊者専用のクルーザーでアクセス

③ タウンホテル

ヨーロッパ風の街並みに展開する
MICE訪問客、団体顧客、
長期滞在客向けホテル

④ 高級旅館

「湯治」の文化を表現した
医療機関連携型高級温泉旅館
VIP・迎賓向け一棟貸しの「離れ」も備える

各号施設説明【6号：来訪及び滞在寄与施設】

国籍や年齢、目的、趣味嗜好が異なる来訪者が集まるIR施設
幅広なラインナップとコンテンツ拡張により来訪・滞在を促進

コンサートホール



ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団をはじめとする国内外著名オーケストラ等によるコンサートが開催される施設

メディカルモール



放射線治療をはじめとする6つの診療科目で構成される先進先端医療施設

ミュージアム



その他の施設

デジタルアート/ナイトクラブ/一流レストラン/高級ブティック/ショッピングモール/カルチャーセンター/フードコート 等



ナイトクラブ



ショッピング
モール

- ➔ 様々な来訪者のニーズに応えるために、バランスよく、幅広くラインナップ
- ➔ 既存コンテンツに新たな要素を加えて随時拡張

各号施設説明【カジノ施設】

オーストリア国有企業により運営される、
ヨーロッパ流を取り込んだ格式高い大人の社交場



射幸心を煽らない健全な運営

- IR施設の一番奥に位置、カジノを利用しないIR訪問客からの視覚的分離・動線分離
- 顧客層・ベッティング金額に応じたフロア区分（1F～3F）
- 時計の設置、フロア及び周辺へのATMの設置禁止
- 排除プログラム（当事者及び家族等による立入制限）実施

カジノ管理委員会による構造、設備、運営上の諸規制を徹底的に遵守
最先端の監視設備、入退場管理システム等、先進的な技術を導入
ゲーミング区域（専ら面積）はIR施設全体の延べ床面積の3%以内

来訪者の利便性を向上させ、その効果をIR区域外にも拡散

新交通機関や新技術等を活用した ラストワンマイル交通 の導入

ハウステンボス駅とIR施設内をスムーズに移動できる新交通を整備。あわせてJR駅舎の改良・機能強化。



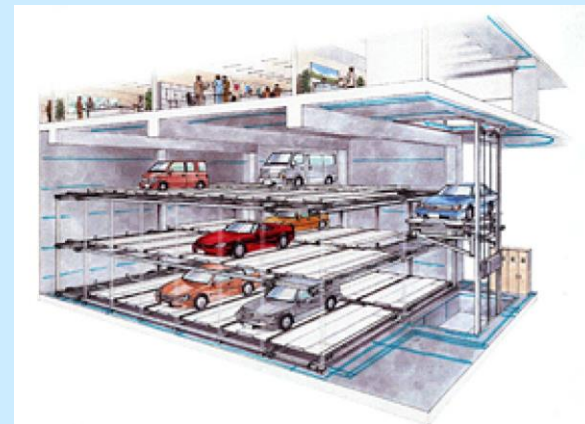
IR施設内のメインゲートとなる バスターミナル設置

九州の交通ハブ拠点から来る来訪者のメインゲートとして、高速バスの乗降場、レンタカーサービスの受付、タクシー乗り場を併設。



区域内外駐車場の 活用

IR区域内には、地下も含め駐車場を確保。また、IR提携駐車場として区域外駐車場を活用。更に、区域外駐車場からIRまでのシャトルバスの運行も検討。



長崎空港からのアクセス利便性を最大化 マリーナ&ハーバーを海の玄関口として再整備

大村港と早岐港間の 海上交通網を拡張

定期便の他に、時間に関係なく当該航路を移動できる海上タクシーも準備し、幅広い利用者の利便性を高める。



大村港及び早岐港の旅客 ターミナルを運営&管理

IRやハウステンボスへの往来だけでなく、大村港及び早岐港を起点とした大村湾周遊等の観光船や既存の利用も考慮した規模で整備。



早岐港港湾区域の 一体開発

ハウステンボスマリーナ&ハーバーを海の玄関口として再整備するとともに、利用者にとってのリゾート機能を高める。



防災及び減災のための取組

想定されるリスクに対し、ハード面・ソフト面の対策を、
自治体・警察・消防等関係官庁と連携しながら実施

対策1 災害に強い施設

- 自家発電設備をはじめとする万が一に備えた防災設備の設置
- ヘリポートの災害時活用 等

対策2 備蓄品の確保

大規模な広域災害を想定した、十分な備蓄品の確保

避難所として活用 対策3

大規模な災害が発生した場合に、MICE施設や宿泊施設を近隣住民の避難所として活用

想定される様々なリスク

地震 風水害 火災
事故 感染症

対策4 IoTの活用

- 顔認証・画像解析システムの導入
- 巡回ロボットの導入
- 警備用ドローンの配備 等

対策5 災害に強い組織

- 総合防災センター等防災・減災対策専門組織の常設
- 従業員に対する継続的な教育・訓練の実施 等

感染症対策 対策6

- 感染症対策マニュアルの策定
- GBAC STARTM 認証等感染症対策に係る国際認証制度の取得 等



巡回ロボット



警備用ドローン

→ 災害発生時を見据え、体制面で関係官庁との連携強化

候補地周辺の人口増加及び住環境の向上に貢献



社宅・寮などの整備

IR従業員用の
社宅・寮を整備



県外及び海外から流入人口増加



空き家の有効活用

空き家を社宅・寮
として整備・活用



近隣市町の空き家減少



24時間運行バス

社宅・寮を往復する通勤バスを
24時間運行



通勤による交通渋滞の緩和



住環境の整備

自治体と連携し社宅・寮周辺の
住環境の整備



魅力的な住環境の提供

※開発行為に伴う費用の一部はCAIグループによる負担を想定

地元調達、文化醸成、観光促進を 通じて地域振興に寄与

地元調達100%目標

- 地元からの調達や地元企業との協業による地域産業・経済活性化
- サプライチェーン全体で長崎及び九州の活性化の実現



文化醸成

- 海外一流楽団（ウィーン少年合唱団・フィルハーモニー等）の誘致・音楽会の開催支援によるアートや音楽の文化醸成



広域観光促進

- 広域観光のためのMaaSの導入
- 長崎県をはじめ、九州の離島観光の促進
- クルーズ船誘致の協力



長崎県、九州全域の持続的な発展の実現

地域貢献【行政の取組への協力】

働きやすく、住みやすい、サステイナブルなまちを実現

〈人材育成・雇用創出〉

- 長崎県内の教育機関と連携し、IR施設の運営を支える、**高い専門性を持つ多様な観光人材**を育成
- IRへの転職を目指す社会人や学生を対象にした**短期間のリカレント教育プログラム**の実施



〈公共施設・インフラ整備〉

- 大村港（長崎空港）周辺の港湾施設などのインフラ整備や(一)ハウステンボス線などの周辺道路整備に係る費用の一部を負担
- IR施設に必要な上下水道などの生活インフラ費用の一部を負担
- インフラ整備の負担を含め、**合計約147億円**を拠出



〈SDGsへの対応〉

- ユニバーサルデザイン、多文化共生に対して、環境・意識・情報の側面からアプローチ
- 開業後10年以内に「カーボン・ゼロ」の実現を目指す**
- 海洋環境の保護、生物多様性に関する取組を実施。
- 積極的なフェアトレードの推進



経済活動を通じて、SDGsを含めた社会問題の解決に積極的に貢献

懸念事項対策【ギャンブル等依存症対策】

官民一体となって防止策に取り組み、
来訪者及び地域社会が安心できる環境を確保

| | | 発生抑止策 | 発生後対応策 |
|-------|-------|---|--|
| IR事業者 | 入退場管理 | <ul style="list-style-type: none">✓ 当事者及び家族等の申請による立入制限✓ 入場料納入金の徴収✓ 賭け金額、滞在時間の上限設定✓ 厳格な本人確認 | <ul style="list-style-type: none">✓ 24時間365日利用可能な相談窓口（オンサイト・電話）✓ 訓練を受けた従業員による問題ある顧客の発見、声掛け、休憩の勧誘、相談窓口への案内 |
| | 広報・啓発 | <ul style="list-style-type: none">✓ ギャンブル等依存症に関する正しい理解促進のための広報・啓発 | |

連携、協力、
支援等

行政機関

情報交換
研究支援等

研究機関
医療機関

情報交換
共同取組等

公営競技
事業者等

支援・
助成等

民間
関連団体

懸念事項対策【治安維持対策】

犯罪の発生予防から事後対応まで、 安全な滞在環境を提供

| | | 発生抑止策 | 発生後対応策 |
|-----------------------|---------|--|--|
| I R 事 業 者 | 警備体制の強化 | <ul style="list-style-type: none">✓ カジノ警備・監視部門及び専門警備会社の効率的配置✓ 防犯・防災・警備の一元的管理・運営による危機管理体制の強化 | <ul style="list-style-type: none">✓ 救護センターの設置✓ AEDや外傷の応急手当等、応急措置に対応できる現場責任者の任命✓ 迅速な避難誘導、二次被害防止 |
| | 暴力団の排除 | <ul style="list-style-type: none">✓ 採用・委託・契約・カジノ施設立入において排除✓ 警察及び関係団体等と密接な連携、情報共有 | <ul style="list-style-type: none">✓ 苦情処理の総括管理者の選任、従業員教育✓ 犯罪の発生等に係る適切な情報公開 |

応援の要請
活動への協力

公安委員会・
警察等

防犯パトロール
協力

地域
ボランティア等

反社会勢力等
情報利用

民間
調査会社

委託連携

専門警備
会社

懸念事項対策【青少年健全育成】

啓発活動・指導・自主規制等により、
青少年の健全育成、善良な風俗環境を維持

| | | 発生抑止策 | 発生後対応策 |
|-----------------------|-----------------|--|---|
| I R 事 業 者 | 啓発・ 自主 規制 | <ul style="list-style-type: none">✓ 青少年・新成人向けギャンブル等リスク理解促進プログラムの企画・実施✓ 広告等の自主規制✓ 区域内悪質な客引き禁止 | <ul style="list-style-type: none">✓ 不適切な勧誘を行い退去措置を受けた人物の再入場の防止✓ 迷惑行為を行った店舗に係る情報等の警察等への提供 |
| | 利用 制限 | <ul style="list-style-type: none">✓ 未成年者のカジノへの立入禁止、年齢確認徹底✓ 性的サービスの提供や金銭の貸付行為等を目的とする者の入場禁止 | <ul style="list-style-type: none">✓ 苦情処理の総括管理者の選任、従業員教育✓ 違反事例や措置等に係る情報等の適切な公開 |

違反情報の
提供等

警察
行政機関

自主規制、
指導等

IR区域内
テナント

啓発活動
への協力

教育機関
青少年団体等

迷惑行為者
等への対応

専門警備
会社

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性

○ 九州・長崎IRの整備・実現に向けて、次の取組の方向性を踏まえ、その推進を図っていく。

| 方向性 | 取組内容 | 主な関係課 |
|---|--|--|
| <p>(1) 公平・透明な公募設計等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IR事業者選定における公平・公正・透明な公募設計 ● IR事業者選定後における実施協定等の締結 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外部有識者による審査委員会設置・運営 ● 県・市においてIR関連事業者への対応に関する指針を制定し、公平性・透明性を確保 ● IR事業者との基本協定や実施協定などの調整・締結 | <p>長崎県 IR推進課 佐世保市 IR推進室</p> |
| <p>(2) 地域理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IRとの関わり方の度合いに合わせた伝えるべき内容と手段のきめ細やかな対応 | <ul style="list-style-type: none"> ● 対象に応じた説明 ● 周辺住民、県民、議会、企業・経済団体等、県内市町長等 ● 多様な広報媒体の活用 | <p>長崎県 IR推進課、広報課、県北振興局 佐世保市 秘書課、IR推進室、コミュニティ・協働推進課、DX推進室</p> |
| <p>(3) 九州連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 九州地域戦略会議のプロジェクトチーム（九州IR推進PT）及び同PTの発展形として新たに発足した九州IR推進協議会における協議・検討等を通じた広域連携体制の構築 ● 事業展開に向けた九州経済界の意識醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 九州内の広域周遊やグローバルMICE誘致拡大などの、九州・長崎IRを拠点とした広域連携のあり方についての具体的検討 ● 機運醸成を図りつつ、地元調達の確保及び地元とIR事業者が双方向での対話を可能とする具体的なスキーム検討のための体制構築 | <p>長崎県 政策調整課、IR推進課 佐世保市 IR推進室</p> |

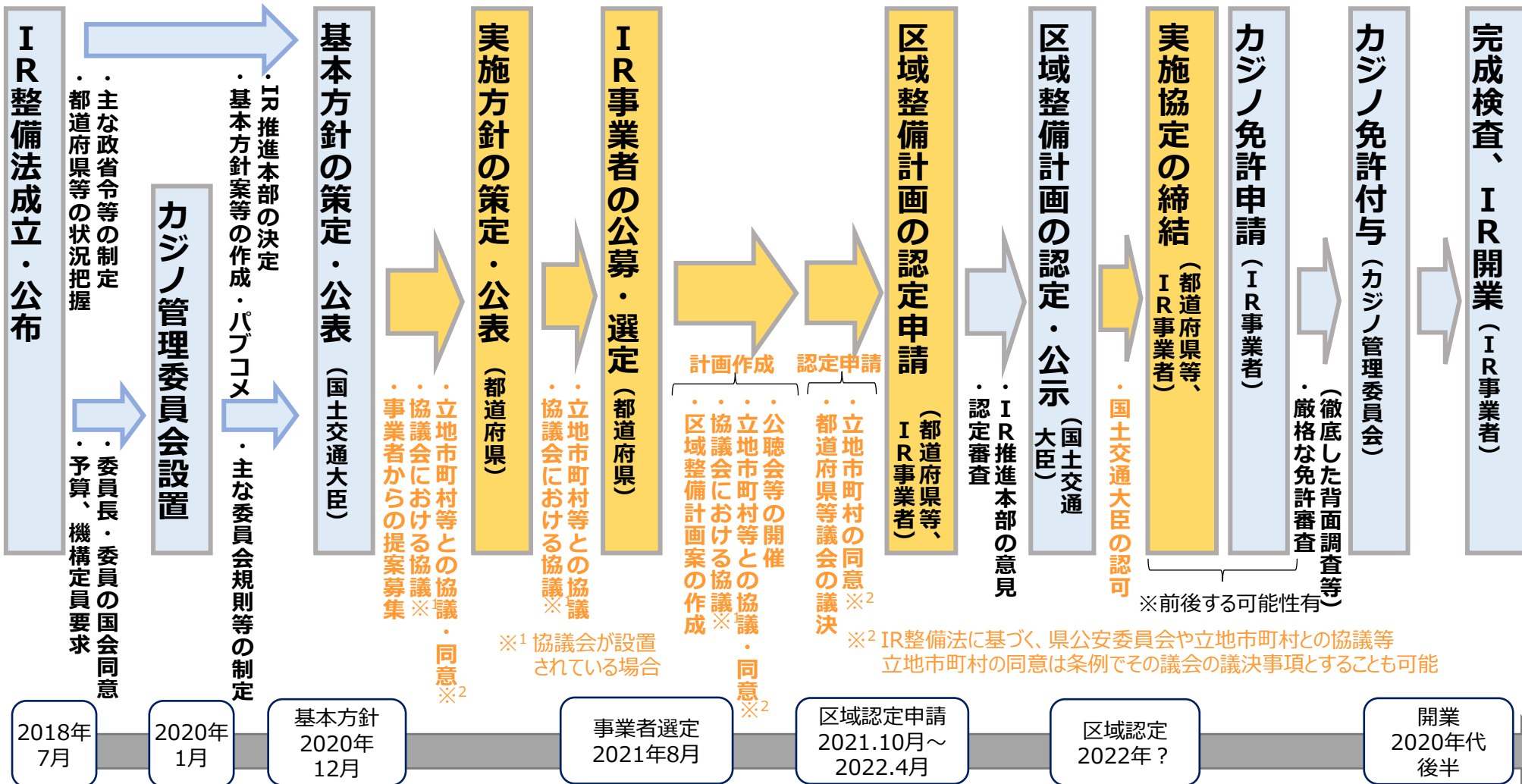
| 方向性 | 取組内容 | 主な関係課 |
|--|---|---|
| <p>(4) 交通アクセスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空港や新幹線、港湾、広域道路網といった広域交通ネットワークの形成 ● 各種公共交通機関（長崎空港からの海上交通、鉄道、高速バスなど）の輸送機能拡大と連携強化 ● IR区域周辺の渋滞対策（道路整備、新交通機関の導入など）の実施 ● その他（VIP交通対応、ICTを活用したソフト対策など） | <ul style="list-style-type: none"> ● IR開業時の交通需要量の予測を踏まえた、交通アクセス対策（交通規制等含む）の検討、関係交通事業者との協議調整 ● 長崎空港の機能強化として、航空ネットワークの拡充を推進、あわせて運用時間延長に取り組むとともに、利用者増加に対応できる旅客施設等の整備を検討中 ● 長崎空港からの海上交通形成に必要な港湾施設整備の調査設計を実施中 ● IR開業時の交通需要に合わせ、IR区域周辺の道路整備の調査設計を実施中 | <p>長崎県 IR推進課、国際観光振興室、漁政課、建設企画課、都市政策課、道路建設課、道路維持課、港湾課、交通政策課、県北振興局、県警交通規制課</p> <p>佐世保市 IR推進室、地域交通課、土木政策課、環境保全課、みなと振興・管理課、水産課</p> |
| <p>(5) IR予定区域を含む周辺地域の調和がとれた開発促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IR予定区域を含む周辺地域の土地利用の誘導 ● IR予定区域を含む周辺地域における、来訪者・転入者等を見据えた、上下水道・市道等の生活インフラの整備 ● IRの周辺地域に見込まれる従業員等の転入を見据えた、住環境等の調和がとれた生活環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ● IR施設具体化の進展に合わせ、住環境や生活インフラ等の都市開発に必要な方策を具体化 ● 用途地域の変更や建物用途の規制等の都市計画の変更 ● 国際観光拠点にふさわしい景観形成のための重点景観計画の策定 ● 上水道（周辺地域の配水管等）の整備 ● 下水道（下水処理場、周辺地域の管渠等）の整備 ● 周辺市道の改良 ● 市のまちづくりやインフラの整備状況等を踏まえた居住誘導 | <p>長崎県 IR推進課、水環境対策課、都市政策課</p> <p>佐世保市 IR推進室、都市政策課、建築指導課、まち整備課、土木政策課、道路整備課、廃棄物減量推進課、水源対策・企画課、水道施設課、水道維持課、水道整備課、下水道事業課、下水道施設課</p> |
| <p>(6) 国際観光人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産学連携コンソーシアムの構築 ● 専門性の高いIR産業教育プログラムの実施 ● リカレント教育の実施 ● IR区域並びに周辺地域における人材の確保・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 産学連携による経営人材や実務人材など多様な観光人材の育成体制の構築 ● カリキュラムや履修証明プログラム等のリカレント教育の内容検討 ● UIターン就職の促進や高度人材の育成など、各分野の施策との連携強化 | <p>長崎県 政策企画課、IR推進課、学事振興課、観光振興課、若者定着課</p> <p>佐世保市 観光課、IR推進室</p> |

| 方向性 | 取組内容 | 主な関係課 |
|--|---|--|
| <p>(7) MICE支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MICE誘致・開催にかかる支援組織の立ち上げ ● 関係機関、ステークホルダーとの役割分担と連携体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ● 誘致支援組織の在り方検討（組織運営、人材確保等） ● MICE誘致・開催にかかる連携に向けた関係構築 | <p>長崎県 IR推進課、文化振興課、観光振興課、国際観光振興室 佐世保市 観光課</p> |
| <p>(8) 広域・周遊観光の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観光関係団体（DMO等）との連携体制の構築 ● IRを活かした九州広域連携 ● 広域・周遊観光を促進するしかけ（MaaS等）との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ● 広域観光関係団体等との広域・周遊観光の促進施策の検討 ● 九州一体となった官民実務者による検討 ● 周遊を促進させる取組主体との連携 | <p>長崎県 政策企画課、IR推進課、文化振興課、観光振興課、国際観光振興室 佐世保市 観光課、文化振興課</p> |
| <p>(9) 懸念事項対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カジノ導入によるギャンブル依存リスクに対する取組推進（予防・相談・医療の連携体制強化、依存レベルに応じたきめ細かな対応策などの重層的・多段階的取組等） ● カジノ導入やIR区域周辺における交流人口拡大による街の風紀の乱れや住環境悪化のリスク増大への対策、暴力団等の組織悪に対する取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 依存に加え、組織犯罪、治安、青少年対策に係る幅広い主体を巻き込んだ連携・協働体制を構築し、対策の検証・改善を継続的に実施 ● その他、防災・災害対策や感染症対策などの付随するリスクについて、IR事業者や関係機関等と連動した取組や体制整備（消防機能の拡充等）を検討・推進 | <p>長崎県 IR推進課、学事振興課、交通・地域安全課、食品安全・消費生活課、医療政策課、障害福祉課、こども未来課、児童生徒支援課、生涯学習課、警務課、生活安全企画課、少年課、生活環境課、組織犯罪対策課、警備課 佐世保市 市民安全安心課、障がい福祉課、健康づくり課、医療政策課、社会教育課、学校教育課、青少年教育センター、消防局</p> |

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性 (1) 公平・透明な公募設計等

前提

＜開業までのプロセス＞ 注) 国スケジュールは想定



方向性

【公平公正な公募設計等に向けた方向性】

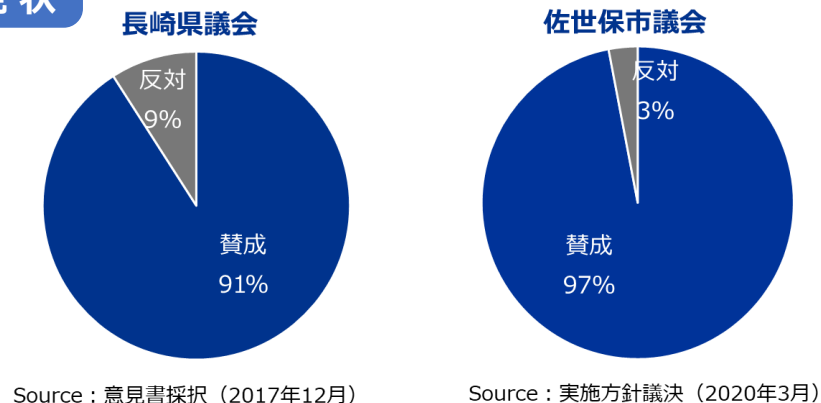
- ✓ 県・市においてIR関連事業者への対応に関する指針を制定し、公平性・透明性を確保（事業者のコンプライアンスの確保についても、実施方針中で言及）
- ✓ 事業者の公募・選定は、外部有識者による委員会を立ち上げて公平に実施（R2.2 九州・長崎IR設置運営事業予定者審査委員会設置要綱策定）
- ✓ 公安委員会への照会や、民間調査会社への委託による事業者の廉潔性確認を実施（RFP時の体制から変更が生じた場合は追加の照会・調査を実施）
- ✓ 区域整備計画に記載する取組等に関する、県とIR事業者の具体的な履行義務等を定める実施協定の締結に向けた調整・検討の実施

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性 (2) 地域理解の促進

前提

- ✓ 区域整備計画の認定申請においては、十分な合意形成（立地市町村の同意、公聴会の開催、県議会の議決など）が必要
- ✓ 区域認定が行なわれた場合においても、初回は10年、その後は5年ごとに区域整備計画を申請・更新する必要（申請・更新の際に県議会・市議会の議決が必要）
- ✓ 理解促進のみならず、IR導入による効果を最大限波及させるために、地域との連携促進や受注機会獲得をはじめとした受入体制構築等にもつなげていく必要

現状



方向性

| 対象 | R2年度上半期 | R2年度下半期 | R3年度上半期 | R3年度下半期 | R4年度以降 |
|--------|---|---------------------------------|---------------------------------------|---------------------------|------------|
| 議会 | ●区域整備計画（行政部分）骨子 | ●実施方針修正案 | ●事業者審査状況 | ●事業者選定状況 ●区域整備計画素案 | ●議会議決（更新時） |
| | <div style="text-align: center;"> ←-----→ 区域整備計画議会議決 </div> 県・市議会への取組説明 | | | | |
| 県民 | | ●実施方針修正案に係るパブコム ●九州・長崎IRセミナー | ●区域整備計画素案に係る公聴会・パブコム ●地元説明会 ●地元説明会 | | |
| | ※R3年度の地元説明会等については、新型コロナ等の状況も勘案し、動画配信などの実施手法も併せて検討中 県民の制度内容・長崎IRに係る理解促進・機運醸成（セミナー、地元説明会、公聴会、パブコム） | | | | |
| 地域住民 | ●基本構想・実施方針（案）ベースの資料による説明会の実施 | | ●基本合意書締結 | ●区域整備計画（案）ベースの資料による説明会の実施 | |
| | 地域住民の制度内容・長崎IRに係る理解促進・機運醸成（意見交換・セミナー等） | | | | |
| | IR開業に向けた協力関係の構築 | | | | |
| 地域経済団体 | 地元企業・経済団体の関心喚起 | | | | |
| | 九州IR推進協議会設置準備 | 九州IR推進協議会とIR事業者の対話の準備等 | | 九州IR推進協議会とIR事業者の連携した取組の推進 | |

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性（3）九州連携の促進（1/2）

現状

民間・議会・行政が一丸となってIRを推進

✓ IR候補地域や長崎県・大村湾周辺だけでなく、九州広域においても、民間・議会・行政が以下の決議を行い、一丸となって九州・長崎IRを推進

民間

九州地域戦略会議

- 九州・長崎IRを九州第一弾として応援すること（R1.6）
- 同会議の下に九州IR推進プロジェクトチームを設置すること（R1.6）
- IR事業者に対し議長名のメッセージを送付すること（R2.5）
- 九州IR推進協議会を設置すること（R2.10）

九州商工会議所連合会

- 長崎県・佐世保市へのIR整備について検討されたい（R2.9、R3.6）

議会

九州各県議会議長会

- 初回のIR区域認定においては、長崎県を九州第一弾のIR区域として認定すること（R2.5、R2.8、R3.4、R3.8）

行政

九州地方知事会

- 九州・長崎IRを九州第一弾として応援すること（R1.6）
- 九州・長崎IRに係る区域整備計画を認定すること（R3.5、R3.10）

課題

地域間競争に勝ち抜くために

- ✓ 九州・長崎IRを拠点とした広域連携のあり方についての具体的な検討
- ✓ 地元調達や地元雇用など、IR整備による広域での経済波及効果の最大化
- ✓ 民間主体による誘致に向けた機運醸成と、その経済効果を地域に波及させる体制の構築

方向性

九州地域戦略会議 九州IR推進PT

- ✓ 九州地域戦略会議の下に設置した、各県及び経済団体実務者による九州IR推進プロジェクトチームにおいて、九州・長崎IRを拠点とした広域連携のあり方について具体的に検討を進める。（PT設置：R1.6）

<九州広域連携の4つの方向性>

- ①九州内の広域周遊の促進に向けた連携、受入体制の強化
- ②グローバルMICEの九州への誘致拡大と九州観光戦略への貢献
- ③食材の供給、地産地消の推進
- ④IR事業とのビジネス連携、地域貢献促進

- ✓ 九州域内の官民が連携し、九州・長崎IR誘致の機運醸成を図りつつ、地元調達の確保及び地元とIR事業者が双方向での対話を可能とする具体的なスキームを検討する場が必要

- ✓ 九州IR推進PTの発展形として「九州IR推進協議会」を設置

九州IR推進協議会発足・運営

【九州IR推進協議会の構成メンバー】

- ・九州経済団体、長崎県内経済団体、行政・議会 等
- ・事務局：九州経済連合会、九州商工会議所連合会、長崎県

【九州IR推進協議会の主な活動内容】

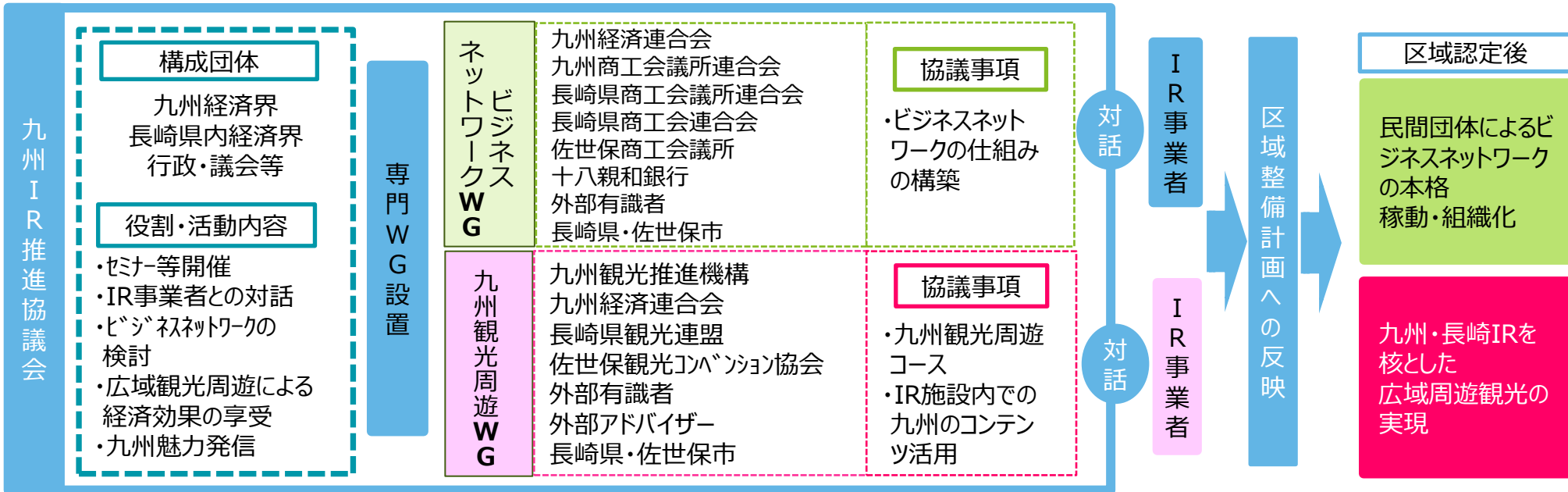
- ① 地元調達促進に向けたイベント・セミナー等の開催
- ② 地元調達促進に向けたIR事業者との対話の場の形成
⇒ 民間団体によるビジネスネットワークの構築へつなげる
- ③九州における観光周遊の促進及び九州の魅力発信
⇒ 九州観光周遊ワーキンググループによる一体的な発信
- ④政府等への要請活動

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性（3）九州連携の促進（2/2）

九州 I R 推進協議会の活動報告

■九州 I R 推進協議会（KIRC）の体制及び活動

※KIRC（カーク）= Kyushu-IR Committee / 令和3年4月12日発足



①セミナー等開催状況

| 時期 | イベント | 場所 |
|----------|------------|------|
| 令和3年6月4日 | IRビジネスセミナー | 佐世保市 |
| 12月 | IRビジネスセミナー | WEB |
| 12月 | IRシンポジウム | 福岡市 |
| 令和4年1月 | MICEシンポジウム | 長崎市 |

②ビジネスネットワークWG会議

【開催状況・予定】

- ・第1回 7月28日
- ・第2回 8月19日
- ・第3回 9月30日

※適宜開催予定

IR事業者との協議

【協議状況】

- ・ビジネスネットワークの仕組みについてIR事業者へ提案
- 区域整備計画へ反映することを確認

③九州観光周遊WG会議

【開催状況・予定】

- ・第1回 7月30日
- ・第2回 9月9日
- ・第3回 11月5日

※適宜開催予定

IR事業者との協議

【協議状況】

- ・九州観光周遊コース及びIR施設内での九州のコンテンツの活用についてIR事業者へ提案
- 区域整備計画へ反映することを確認

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性 (4) 交通アクセスの強化 ① 公共交通

前提 ○IR事業者より年間約840万人の来訪者が想定されていることから、来訪者がストレスなくIR施設を訪問し、更には、県内や九州をはじめとする国内各地の観光地への送客を実施できるよう、公共交通・道路交通等の交通アクセスの整備を促進する必要がある。

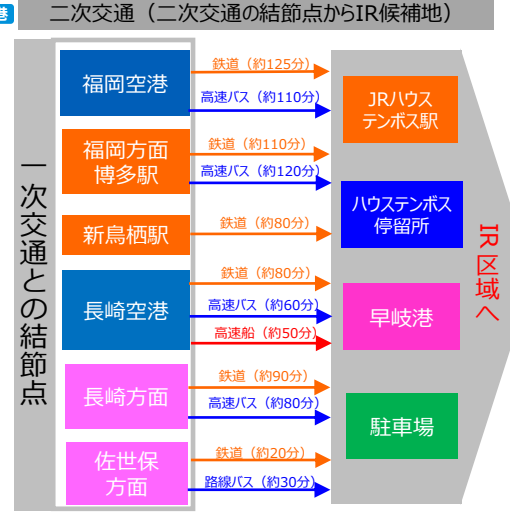
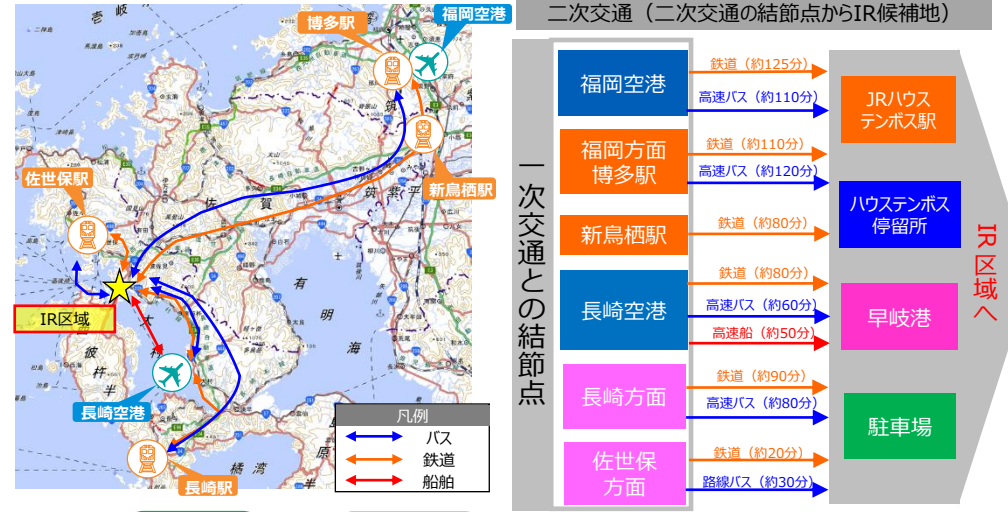
【1次交通政策案】



| 交通結節点 | 交通結節点までの主な路線 | 交通結節点からIR区域までの所要時間(※) |
|-------|-------------------------------|-----------------------|
| 福岡空港 | 国内線(全国各地) 国際線(アジア各地) | 約110分 |
| 博多駅 | 山陽新幹線 特急路線(九州主要駅) | 約90分 |
| 博多港 | 釜山(高速船) クルーズ船 | 約100分 |
| 佐賀空港 | 国内線(東京、成田) 国際線(ソウル、台湾、上海等) | 約80分 |
| 熊本空港 | 国内線(東京、大阪等) 国際線(ソウル、タイ、香港) | 約140分 |
| 長崎空港 | 国内線(全国各地) 国際線(上海、香港) | 約50分 |
| 長崎駅 | 特急かもめ(博多駅) | 約70分 |
| 長崎港 | クルーズ船 五島、上五島(高速船) | 約70分 |
| 佐世保駅 | 特急みどり(博多駅) | 約20分 |
| 佐世保港 | クルーズ船 五島、上五島(高速船) | 約25分 |

※所要時間については、公共交通や車両等における最短の所要時間を記載
 * 1次交通：九州・長崎外からのアクセス
 * 2次交通：IR区域までのアクセス

【2次交通政策案】



課題

方向性 IR開業に向けた交通政策案

取組

空路(長崎空港)

| | | |
|---|--|-----|
| <p>容量不足 【ハード面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅客施設の規模 空港設備の処理能力 <p>【ソフト面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空路線数 航空路線の便数 | <p>✓ 旅客施設・空港設備の増強 → 利用者増加に対応できる旅客施設等の整備</p> | 検討中 |
| <p>✓ 長崎空港の運用時間の延長(24時間化) → 利用者増加等への対応のため運用時間の拡大</p> | | |
| <p>✓ 国内線、国際線ネットワークの拡充 → 航空路線の新設・既存路線の拡充に向けた誘致推進</p> | | 推進中 |

海路

| | | |
|---|--|-----|
| <p>【ハード面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 岸壁の規模 旅客施設の規模 <p>【ソフト面】</p> <ul style="list-style-type: none"> IR施設への誘導 | <p>✓ 大型クルーズ客船の受入促進 → 佐世保港(浦頭含む)・長崎港における岸壁・ターミナル等の整備</p> | 事業中 |
| | <p>✓ クルーズ客のIR施設への誘導、連携 → クルーズ船の誘致促進を図ると共に、IR施設への誘客を図るための施策を検討</p> | 検討中 |

課題

方向性 IR開業に向けた交通政策案

取組

| | | | |
|----|--|--|-------|
| 陸路 | <p>輸送力不足 【ハード面】</p> <ul style="list-style-type: none"> HTB駅の施設規模 新幹線の整備 バスの発着拠点施設 <p>【ソフト面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存路線の輸送能力 新規路線の誘致 | <p>✓ 高速鉄道ネットワークの整備 → 九州新幹線西九州ルート整備促進</p> | 事業中 |
| | | <p>✓ 既存路線の増便、新規路線の誘致 → 特急列車の増便・車両数拡大等の輸送力強化及び九州内の主要地や空港等からの高速バス誘致の調整をIR事業者と連携して実施</p> | 検討中 |
| 海路 | | <p>✓ HTB駅の施設増強及びバス発着拠点の整備促進 → HTB駅の駅機能施設の拡充、バス発着拠点の整備促進について、IR事業者と連携して実施</p> | 検討中 |
| | | <p>✓ 海上輸送力の増強、海上ネットワークの形成 → 利用者増に対応できる長崎空港～IR間の海上輸送ネットワークの形成を図る</p> | 検討中 |
| | | <p>✓ 大村港(長崎空港)の増強 → 利用者増に対応できる港湾施設(桟橋等)の整備</p> | 一部事業中 |
| | <p>✓ 大村港旅客ターミナル施設の整備 → 利用者増に対応できる旅客ターミナル施設の用地整備</p> | 検討中 | |

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性（4）交通アクセスの強化①公共交通（詳細）

【1次交通政策案】

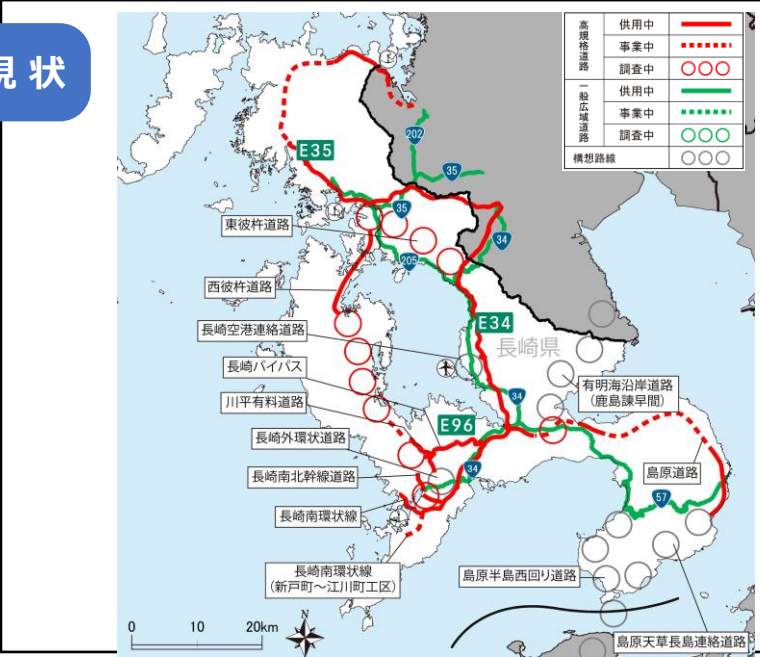
| | 取組（想定・予定等含む） | |
|---|--|---|
| | R3（2021）年度 | R4（2022）年度以降 |
| IR開業に向けた交通政策実施案 | | |
| ✓ 旅客施設・空港設備の増強 → 利用者増加に対応できる旅客施設等の整備 | 【内容】長崎空港の旅客施設等の整備について関係機関と連携して検討を行う。 | ○IR区域認定後、IR施設への訪問客数等に合わせた規模の旅客施設の整備を関係機関と連携してIR施設開業までに実施していく。 |
| ✓ 長崎空港の運用時間の延長（24時間化） → 利用者増加等への対応のため運用時間の拡大 | 【内容】長崎空港の運用時間の拡大のため、関係機関と協議調整。 | ○IRの開業にあわせ、航空需要に応じて24時間運用できる体制を整えていく。 |
| ✓ 国内線、国際線ネットワークの拡充 → 航空路線の新設・既存路線の拡充に向けた誘致推進 | 【内容】航空路線の新設、既存路線の維持・拡充を推進。IR事業者と調整の上、具体的な誘致手法等を調整する。 | ○IRの区域認定後、航空便の誘致をIR事業者と協力し、誘致活動を実施していく。 |
| ✓ 大型クルーズ客船の受入促進 → 佐世保港（浦頭含む）・長崎港における岸壁・ターミナル等の整備 | 【内容】佐世保港（浦頭岸壁）の供用開始、長崎港の2バース化整備の実施や拠点化の推進。 | ○長崎港の2バース化については、R7年度の完成に向け取り組んでいく。 |
| ✓ クルーズ客のIR施設への誘導、連携 → クルーズ船の誘致促進を図ると共に、IR施設への誘客を図るための施策検討 | 【内容】クルーズ船の誘致促進やクルーズ客のIR施設への送客機能の検討調整 | ○IR事業者と連携して、クルーズ船の誘客及び送客機能の調整を実施していく。 |

【2次交通政策案】

| | 取組内容（想定・予定等含む） | |
|---|--|--|
| | R3（2021）年度 | R4（2022）年度以降 |
| IR開業に向けた交通政策実施案 | | |
| ✓ 高速鉄道ネットワークの整備 → 九州新幹線西九州ルート of 整備促進 | 【内容】九州新幹線西九州ルート of 整備促進 | ○九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格 of 早期整備 of 実現に向け取り組んでいく。 |
| ✓ 既存路線の増便、新規路線の誘致 → 特急列車の増便・車両数拡大等の輸送力強化及び九州内の主要地や空港等からの高速バス誘致に向けた対応の協議・検討 | 【内容】鉄道事業者及びバス事業者と増便及び輸送力強化について、IR事業者の需要予測をもとに調整していく。 | ○IR区域認定後、IR施設への訪問客数等に合わせた既存路線の増便や新規路線の誘致にIR事業者と一体となって実施していく。 |
| ✓ HTB駅の施設増強及びバス発着拠点の整備 → HTB駅の駅機能施設の拡充、バス発着拠点の整備 | 【内容】施設の増強整備について、交通事業者と条件整理を実施。整備内容について、IR事業者の需要予測をもとに調整していく。 | ○IR区域認定後、IR施設への訪問客数等に合わせた施設整備をIR事業者及び交通事業者と一体となって実施していく。 |
| ✓ 海上輸送力の増強、海上ネットワークの形成 → 利用者増に対応できる長崎空港～HTBの海上輸送ネットワークの形成（船の規模、運航間隔、所要時間・速度等） | 【内容】海上交通ネットワークの形成について、IR事業者の提案に基づき、関係事業者などと調整を行っていく。 | ○IR区域認定後、IR施設への訪問客数等に合わせた海上交通ネットワークの形成をIR事業者の提案に基づき、関係事業者と調整の上、実施する。 |
| ✓ 大村港（長崎空港）の増強 → 利用者増に対応できる港湾施設（栈橋等）の整備 | 【内容】IR事業者の海上交通の需要予測及び船舶規模や運航体制などに基づき、関係事業者などの調整を実施する。 | ○IR区域認定後、IR施設への訪問客数及び海上交通ネットワークに合わせた港湾施設整備をIR開業までに完成させる。 |
| ✓ 旅客ターミナル施設の整備 → 利用者増に対応できる旅客ターミナル施設の用地整備 | 【内容】旅客ターミナル施設の用地整備について、IR事業者と調整の上、整備規模を策定し、関係者及び関係事業者と調整する。 | ○IR区域認定後、旅客ターミナル施設に必要な用地整備をIR事業者及び交通事業者と調整の上、実施する。 |

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性 (4) 交通アクセスの強化 ②道路整備

現状



【高規格道路の供用状況】

| | 計画延長 (km) | 供用延長 (km) | 供用率 (%) |
|----------|-----------|-----------|---------|
| 長崎県合計 | 265 | 155 | 58 |
| 九州横断自動車道 | 46 | 46 | 100 |
| 西九州自動車道 | 60 | 41 | 68 |
| 東彼杵道路 | 15 | 0 | 0 |
| その他 | 144 | 68 | 47 |

Note : 2021年3月時点



【広域道路における道路政策案】

| 課題 | 方向性 | IR開業に向けた道路交通政策案 | 取組 |
|-----------------|--------|--|-------|
| 九州各地 西九州自動車道 | ◆ 容量不足 | 西九州自動車道の佐世保大塔ICへの円滑な交通を確保 | 一部事業中 |
| | ◆ 時間短縮 | 佐世保大塔ICの機能強化 | |
| 県内各地 東彼杵道路 | ◆ 容量不足 | 東彼杵道路の早期事業化 | 要望中 |
| | ◆ 時間短縮 | 長崎空港や長崎方面等からのアクセス強化のため、東彼杵道路の早期事業化への取組促進 | |
| 県内各地 西彼杵道路 | ◆ 容量不足 | 西九州自動車道「松浦佐々道路」の整備 | 一部事業中 |
| | ◆ 時間短縮 | 福岡（北西部）・佐賀（北部）方面との高速交通ネットワーク構築 | |

【周辺道路における道路政策案】

| 課題 | 方向性 | IR開業に向けた道路交通政策案 | 取組 |
|---------------------|--------|---|-----|
| 佐世保大塔IC方面 国道205号 | ◆ 容量不足 | 国道205号（針尾バイパス）佐世保大塔IC～江上交差点～HTB入口交差点の4車線化 | 事業中 |
| | ◆ 時間短縮 | 交通容量拡大のための佐世保大塔ICから江上交差点（立体交差済）を経由し、HTB入口交差点に至るまでの4車線化整備 → IR施設来訪者の多くの交通が集中するHTB入口交差点における交差点処理・対策の検討 | |
| IR候補地周辺 国・県道整備 | ◆ 容量不足 | 一般県道ハウステンボス線、一般国道202号（浦頭拡幅）の4車線化、一般県道 南風崎停車場指方線の拡幅、交差点改良 | 事業中 |
| | ◆ 時間短縮 | IR区域沿線の幹線道路である一般県道ハウステンボス線（針尾橋交差点～江上IC）、一般国道202号（浦頭拡幅）の4車線化整備 → IR区域を訪れる交通が集中する針尾橋交差点等の改良や周辺道路の拡幅整備 | |

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性 (4) 交通アクセスの強化 ②道路整備 (詳細)

【1次交通政策案】

| IR開業に向けた道路交通政策案 | | 取組 (想定・予定等含む) | |
|-----------------|--|---|--|
| | | R3 (2021) 年度 | R4 (2022) 年度以降 |
| 西九州自動車道 | <p>✓ 西九州自動車道 佐々IC～佐世保大塔IC～武雄南ICの4車線化</p> <p>→ 交通容量拡大のための暫定2車線区間の4車線化 佐世保大塔ICの機能強化</p> | <p>【内容】事業中区間の早期完成、未着手区間の早期事業化に向けた要望活動及びIR誘致に伴う交通需要予測の実施・検証。</p> | <p>○事業中区間 (佐々IC～佐世保大塔IC間の4車線化) の早期完成及び未着手区間 (佐世保大塔IC～武雄南IC間の4車線化) の早期事業化に向け、要望活動を実施していく。</p> |
| | <p>✓ 西九州自動車道「松浦佐々道路」の整備</p> <p>→ 福岡 (北西部)・佐賀 (北部) 方面との高速交通 ネットワーク構築</p> | <p>【内容】西九州自動車道「松浦佐々道路」の早期完成に向けた事業用地取得への協力及び予算確保等の要望活動の実施。 【予算】95.55億円</p> | <p>○早期の完成供用に向け、事業用地取得への協力及び要望活動を実施していく。</p> |
| | <p>✓ 東彼杵道路の事業化</p> <p>→ 長崎空港や長崎方面等からのアクセス強化のため、東彼杵道路の事業化への取組推進</p> | <p>【内容】早期事業化に向けた要望活動及びIR誘致に伴う交通需要予測の実施・検証。</p> | <p>○早期事業化に向け要望活動を実施していく。</p> |
| | <p>✓ 西彼杵道路の整備促進</p> <p>→ 長崎～佐世保間の時間短縮、円滑な交通確保を図るため、西彼杵道路の整備を推進</p> | <p>【内容】西彼杵道路 (時津工区) の整備推進。未着手区間の早期事業化に向けた調査検討の実施。 【予算】6.5億円</p> | <p>○時津工区について、R4年度の完成を目指し、事業を推進していく。未着手区間の早期事業着手、早期の全体供用を目指し、整備を進めていく。</p> |
| 東彼杵道路 | | | |
| 西彼杵道路 | | | |

【2次交通政策案】

| IR開業に向けた道路交通政策案 | | 取組内容 (想定・予定等含む) | |
|-----------------|--|---|--|
| | | R3 (2021) 年度 | R4 (2022) 年度以降 |
| 国道205号 | <p>✓ 国道205号 (針尾バイパス) 佐世保大塔IC～江上交差点～HTB入口交差点の4車線化</p> <p>→ 交通容量拡大のため佐世保大塔ICから江上交差点 (立体交差済) を経由し、HTB入口交差点に至るまでの4車線化整備</p> | <p>【内容】国道205号 (江上交差点～HTB入口交差点) の4車線化整備工事の実施。 【予算】2.8億円</p> | <p>○IR施設への訪問客及び従業員等の交通需要増を加味した対策等を検討した上で、IR施設の開業までの事業完成を要望していく。</p> |
| | <p>✓ 一般県道ハウステンボス線、一般国道202号 (浦頭拡幅) の4車線化、一般県道南風崎停車場指方線の拡幅、交差点改良</p> <p>→ IR区域沿線の幹線道路である一般県道ハウステンボス線 (針尾橋交差点～江上IC) の4車線化整備</p> <p>→ IR区域を訪れる交通が集中する針尾橋交差点等の改良や周辺道路の拡幅整備</p> | <p>【内容】一般国道202号 (浦頭拡幅) の4車線化整備工事の実施、一般県道ハウステンボス線の4車線化、一般県道南風崎停車場指方線の拡幅及び交差点改良の測量調査設計を実施中である。IR事業者決定後、IR誘致に伴う交通需要増に伴う対策を検証。 【予算】5.22億円</p> | <p>○IR施設への訪問客及び従業員等の交通需要増を加味した対策等を検討した上で、IR施設の開業までに事業を完成させる。なお、イベント開催日などのピーク日の対応についても、IR事業者と一体となってハード及びソフト対策を検討していく。</p> |
| 国・県道整備 | | | |

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性

(5) IR予定区域を含む周辺地域の調和がとれた開発促進

(土地利用の誘導、生活インフラ整備、従業員等住宅環境整備)

前提

- ✓ IR施設内においては、年間約延840万人の利用者数を推計。
- ✓ 雇用創出効果について、九州全体で、運営により年3万人の雇用創出が見込まれ、特に立地市町村である佐世保市には、他地域より多くの方が転入し、居住されることが想定される。
- ✓ また、転入については、直接的な労働者のみならず、配偶者や子どもなどを含めた世帯単位での、より多人数での転入も想定される。

課題 <想定される懸念>

- ✓ IR施設の立地を促進し、国際観光拠点の形成を図るためには、地元への経済波及効果を最大化し、懸念事項を最小化するための対策を講じる必要がある。
- ✓ IR施設の立地と従業員等増加に伴い、交通や生活インフラの需要が大幅に増加し、インフラ・生活機能上の支障が生じることが十分懸念される。
- ✓ こうした中、仮に受入のための条件整理等が不十分であると、従業員の確保などIR事業の運営自体にも支障がきたされる恐れがある。

方向性 土地利用の誘導

- ✓ IR施設の立地を促進し、国際観光拠点の形成を図るため、IR予定区域を含む周辺地域の用途地域の変更
- ✓ IR施設の立地に伴い、懸念される周辺住民への生活環境への影響を最小化させるために、特別用途地区等の用途規制を実施
- ✓ 国際観光拠点にふさわしい景観形成のための重点景観計画の策定

方向性 生活インフラ整備

- ✓ IR開業時における必要なインフラ需要量の想定（水道・電気・ガス・廃棄物処理等）及び課題整理
- ✓ 上水道について、想定使用量に併せた施設整備の検討及び上水使用量の削減に向けた条件整理
- ✓ 下水道について、想定汚水量及び大村湾流域総合計画に対応した施設整備の検討
- ✓ 周辺市道の道路改良整備の検討

方向性 従業員等住宅環境整備

- ✓ IRに伴う雇用創出見込み数を踏まえた住宅供給地及び空き家等の整理、情報提供
- ✓ 住宅デベロッパーやIR事業者による住宅等の整備を促すための条件・仕組みの検討
- ✓ 住宅整備に伴う通勤や教育などの生活機能についての関係機関との事前調整や具体策の検討

上記に加え、佐世保市として、IRの最先端技術を周辺地域に展開することで地域課題の解決を図る「スーパーシティ」の導入に向けた検討を進めている。

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性

(5) IR予定区域を含む周辺地域の調和がとれた開発促進（詳細）

土地利用の誘導

| IR実現に向けた取組 | 取組（想定・予定等含む） | |
|--|---|---|
| | R3（2021）年度 | R4（2021）年度以降 |
| ✓ 用途地域の変更 → IR施設の立地促進及び国際観光拠点の形成のための用途地域の変更 | ○都市計画法に基づく手続きを実施し、佐世保市都市計画審議会へ諮問する。 | ○IR区域認定後、都市計画変更手続きを完了させる。 |
| ✓ 建物用途の規制等 → IR施設の立地に伴い、懸念される周辺住民の生活環境への影響を最小化させるために、特別用途地区等の用途規制を実施 | ○都市計画法に基づく手続きを実施し、佐世保市都市計画審議会へ諮問する。 | ○関係条例の改正を行う。 ○IR区域認定後、都市計画変更手続きを完了させる。 |
| ✓ 重点景観計画の作成 → 国際観光拠点にふさわしい景観形成に向けたハウステンボス周辺地区重点景観計画の策定 | ○ハウステンボス周辺地区重点景観計画の素案を基に、地元（地権者）の合意形成を図る。 | ○IR施設建築開始時までに、重点計画の策定を行う。 |

生活インフラの整備

| IR実現に向けた取組 | 取組内容（想定・予定等含む） | |
|---|---|--|
| | R3（2021）年度 | R4（2022）年度以降 |
| ✓ 上水道（周辺地域の配水管等）の整備 → 北南送水管等の整備 | ○北南送水管等の整備に向けた関係機関との調整を実施する。 | ○IR区域認定後に速やかな工事着手ができるように設計業務を実施する。 ○IR施設開業までに、北南送水管を含む関係インフラ整備を完成させる。 |
| ✓ 下水道（下水処理場、周辺地域の管渠等）の整備 → 下水道施設の整備 | ○既存下水処理場の増強に向けて、事業計画書及び全体計画書の変更、耐震診断、基本設計を実施する。 | ○IR区域認定後に速やかな工事着手ができるように設計業務を実施する。 ○IR施設開業までに、下水道施設整備を完了させる。 |
| ✓ 周辺市道の改良 → IR区域周辺市道の道路改良整備 | ○IR事業者の提案に伴う周辺市道の改良整備の検討を行う。 | ○IR区域認定後に用地の確保及び工事着手ができるように、調査設計を実施する。 ○IR施設開業までに、道路改良整備を完了させる。 |

従業員等住宅環境整備

| IR実現に向けた取組 | 取組内容（想定・予定等含む） | |
|---|--|--|
| | R3（2021）年度 | R4（2022）年度以降 |
| ✓ 従業員等住宅整備政策の実施 → IR誘致に伴う従業員等の住宅開発対策の実施 | ○IR事業者の提案における雇用創出見込み数を踏まえた住宅供給地及び空き家等の整理。 ○住宅供給に伴う影響調査を実施し、従業員住宅を含む周辺地域のまちづくりについての手法検討（法令、その他）。 | ○法手続きが必要な場合、IR区域認定前までに、具体的な手続きの検討。 ○IR区域認定後、速やかな関係法令に基づく手続き着手。 ○具体的な開発着手に伴う関係機関（交通、教育等）との調整。 |

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性（6）国際観光人材の育成

前提

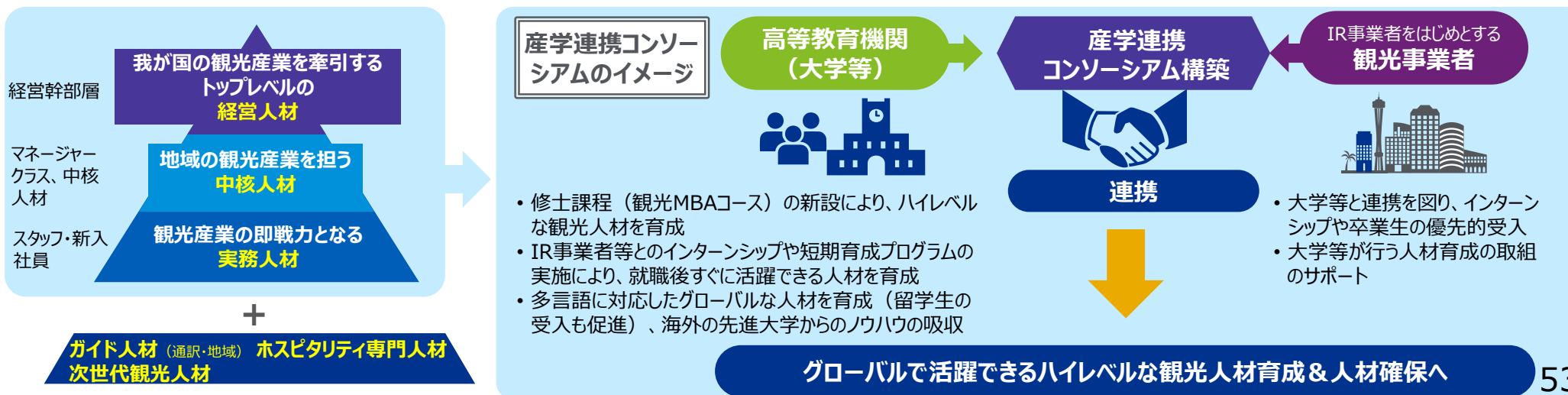
- 開業時にIRの運営を支える経営人材・実務人材等の専門性の異なる多様な人材や、取引先となる地元関連企業における人材の確保・育成に向け、産業界のニーズを踏まえた体系的な国際観光人材育成の仕組み等が求められている。

方向性

- 高等教育機関（大学等）とIR事業者等による産学連携コンソーシアムを構築する。本コンソーシアムに県内をはじめ九州内の大学等が参画することにより、それぞれの強みを活かして、専門性の高いIR産業教育や、UIターン希望者の地元転職にもつなげるリカレント教育のプログラムを実施する。
- 若者の地元定着やUIターン就職の促進、外国人材（留学生）の活用、高度専門人材等の育成など、人材の確保・育成に向けた分野間の連携を強化。

スケジュール

| スケジュール | R2 | R3上半期 | R3下半期 | R4～ |
|--|-------------------------------------|-------------------------|--|-------------------------|
| 産学連携コンソーシアムの構築 地域の大学等とIR事業者等によるコンソーシアムの体制構築 | 長崎国際大学・長崎県立大学等による準備会の発足（R3.4） | 活動内容、教育プログラム（方向性）等の検討 | 教育プログラム本格検討 | コンソーシアム組成 他大学・企業等の参画 |
| 専門性の高いIR産業教育プログラム実施 IRの幹部候補生の育成に向けたIR専門コース（学科）や修士課程の開設 | 教育機関における関連講義等の実施、IR専門コース等の検討 | 事業者参画 | 事業者との協議・調整 | IR専門コース、修士課程開設 |
| リカレント教育プログラムの実施 社会人や学生を対象に短期間で履修可能な学び直し教育による中核人材・実務人材の育成 | カリキュラム、eラーニング、認証制度の検討（海外事例を参考に要件定義） | 教育プログラムの検討、各教育機関の協力体制確保 | 講義継続、教員の育成、IR事業者との共同研究、IR専門コース等の立ち上げに向けた環境整備 | リカレント教育開始 |



3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性 (7) MICE支援体制の確立①

前提 (基本方針等)

- 民間の活力を生かして、これまでにないスケールとクオリティを有する MICE施設を整備することにより、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、わが国におけるMICE開催件数の増加に貢献することを目標とする。
- 国際的なMICEビジネスを展開し、日本の魅力を発信して世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地に送り出すことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現する。
- 区域整備計画には、MICE誘致のための施策及び措置等について、都道府県等とIR事業者、その他の関係地方公共団体との役割分担や協力体制、観光地づくりとの連携を含めて記載しなければならない。

方向性

- **国際会議**の誘致活動は、**国や自治体を挙げての総力戦**が世界の現状である。誘致活動にあたっては誘致準備委員会のメンバーに加えて、多様なメンバーを巻き込み、幅広い専門性やスキルをそろえ、「チーム・ジャパン」としての支援体制を組んでいく。
- **コンベンション誘致・開催支援を主要業務として行う組織**がコンベンション推進機関（コンベンションビューロー、観光コンベンション協会など）である。これらの組織は、会議主催者および参加者に様々なサービスを提供し、会議や展示会が成功するように支援している。
(日本政府観光局 (JNTO) : 国際会議誘致マニュアル)

- **展示会**は、製品やサービスの情報発信や商談の場であり、参加企業にビジネスチャンスを提供。出展企業間の交流も促すなど、産業にとって重要な役割を果たす経済インフラ。
- 展示会の魅力を向上させ、さらに多くの来場者・出展者を集めるためには、展示会併設イベントや、**アフターエキシビジョンを充実**させることが有効。
- こうした複合型の展示会は、地方でも成功例があり、地域経済活性化や地域のブランディングによる地方創生、展示会の国際化に貢献。
(経済産業省説明資料)

主催者



※ PCO (Professional Congress Organizer/ 会議運営専門会社)
会議開催に係る業務、またはこれに関連して派生する一切の行事に係る業務
を取り扱うための専門能力を持った会社または個人。

【九州・長崎IRのMICE機能を支援する組織 (コンベンションビューロー) の設置】

- コンベンションビューロー (CB) は、地域における重要分野の**市場分析・能動的な誘致活動の実施** (リード案件発掘・効果的なロビーイング活動の実施等)、**地域関係者 (ステークホルダー) との連携強化**を図る。
- CBは、JNTOと連携し、各地域独自の産業や研究、資源等**都市の地域特性を活かしたコンテンツ情報を共有し、地域の魅力向上**に向けた取組を行う。
- **自治体は、CBによる上記活動の効果的な実施を可能とするため、財政・人的側面から必要なバックアップを行う。**
(政府MICE国際競争力強化委員会提言)

⇒ 上記を踏まえ、九州IR推進協議会において、地元調達のほか、広域観光周遊や連携体制構築に向けた検討・協議を行い、コンベンションビューローの設立に繋げる。

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性

(7) MICE支援体制の確立②



方向性 (九州・長崎IR – MICE推進体制)

MICE支援組織 九州・長崎IR・MICE誘致支援組織

- IRの運営主体はIR事業者であるが、国際競争を勝ち抜き、国のIR推進や区域整備計画の実現を後押しするため、MICE誘致・送客機能等へ、機動的かつ強力に支援を行う組織を県が主導して設置。
- 人員については、専門職員及び県、IR事業者からの出向職員を想定しており、運営費は主に納付金等を充てることを検討中。

組織が担う役割(例) ※詳細はIR事業者との対話を経て、決定

国際会議誘致・開催支援
(行政関係)

観光MICEコンテンツ整備支援
(プレ・ポストMICEツアー等)

MICEプロモーション
(九州・長崎)

関係機関との調整支援
(地域関係者とのワンストップ窓口機能)

地方自治体 長崎県 (認定都道府県)

- 予算及び人材の確保 (九州・長崎IR・MICE誘致支援組織分含む)
- 区域整備計画の進捗管理・監督
- 国際会議誘致等における地域代表としての役割
- イベントの実施・環境整備・ボランティアの募集等
- ユニークベニュー開発・公共施設の使用条件の緩和等
- 各種振興施策との連携 (産業振興、観光・クルーズ振興等)



IR運営主体 九州・長崎IR (施設運営事業者 (IR事業者))

- MICE施設、宿泊施設、送客施設などを統合的に運営し、MICE誘致・開催の事業計画を策定し、実現する。

【MICE施設】

- 国内最大規模のMICE施設の設置・運営 (スケールとクオリティ)
- 世界中のビジネス客の来訪を促す新たな国際会議・展示会の開催・誘致

【送客施設】

- 長崎・九州・日本観光の魅力発信
- 旅行手配等のワンストップ機能
- 広域観光促進に向けた関係者との連携(自治体、観光関係団体等)

【宿泊施設】

- 国際競争力を有する施設 (客室面積、構成等)
- 多様な来訪者ニーズに対応
- MICE等他施設との有機的な連携

ステークホルダー 民間企業、関係団体等

【MICEエリアサポーター】

- MICEの誘致・開催をサポートする地元の観光・MICE関連事業者や各種事業者団体等の幅広い関係者が参加登録する協力会

【広域観光関係団体】

- 九州観光推進機構
- 長崎県観光連盟
- 佐世保観光コンベンション協会 等

※主なもののみ記載

スケジュール

R2 (2020) 年度

R3 (2021) 年度

R4 (2022) 年度以降

九州・長崎IR・MICE誘致支援体制の確立

MICE人脈構築・情報収集 (国内外)

MICE連携体制検討、プロモーション体制構築 (九州・長崎)

有識者・実務担当者へのヒアリング

組織・事業計画、区域整備計画の検討

● 事業者選定

● 区域認定申請

● 区域認定

● 設立準備会設置

● 法人設立

関連企業・団体等への周知

法人化の基盤づくり

段階的組織強化
誘致活動等開始

2. 実現に向けて取り組むべき方向性（8）広域・周遊観光の推進

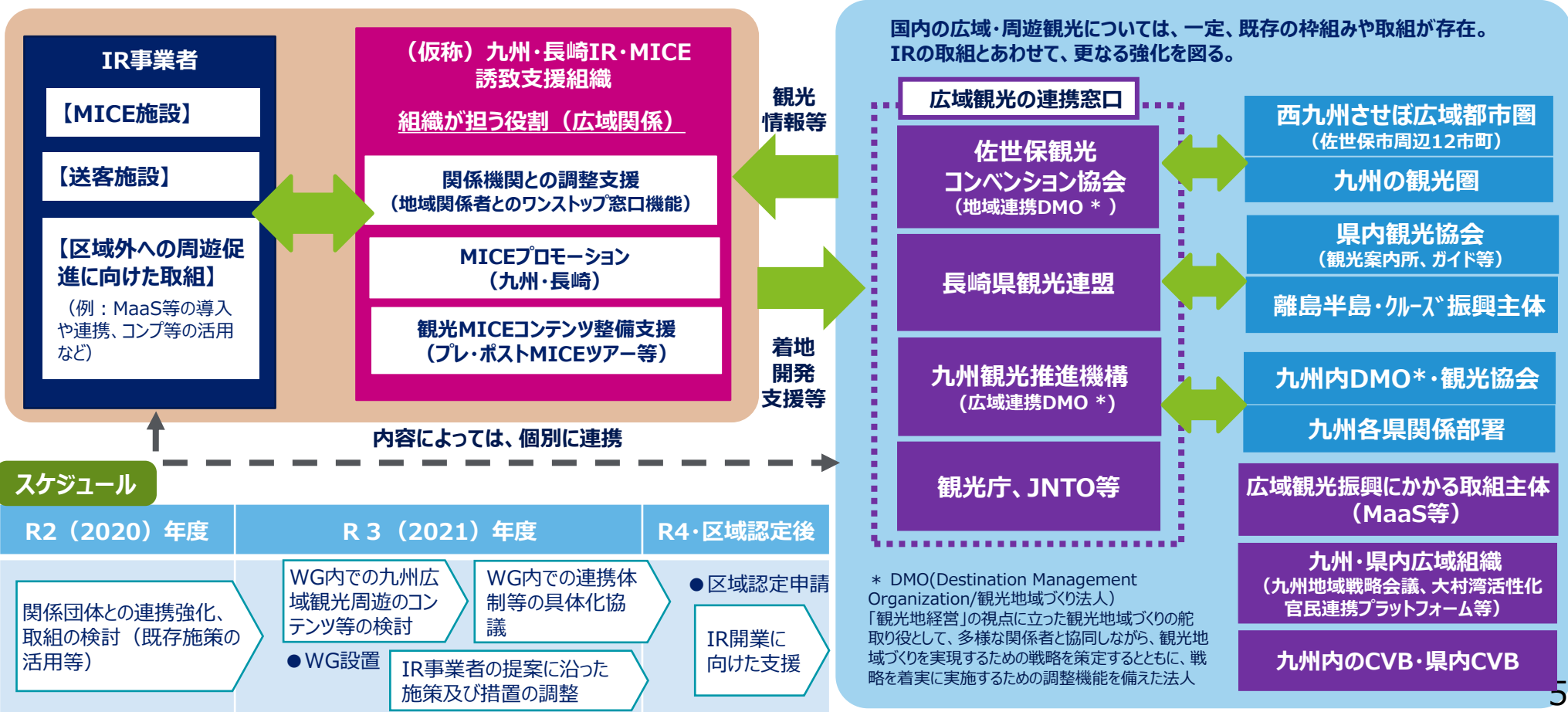
前提

- 我が国において、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光実現に向け、周辺地域及び全国各地と連携した広域的な観光ルートの設定、IR区域を含めた地域における観光魅力に関する海外プロモーション等のインバウンド促進のための施策及び措置等を講じる必要がある。

方向性

- 県内・九州、国内外の観光関係機関と連携した仕組みの構築により、各地の旬な情報や多様な魅力を来訪者に提供し、広域周遊の促進やピーターの獲得につなげる必要がある。
- 具体的には、広域連携を促進させるワンストップ窓口機能の確立、観光コンテンツ・プログラム・地域ブランドの開発支援、九州・長崎IRを含めた広域周遊ルートの開発支援、受入環境の整備を図る体制の構築を既存の連携体制・取組を活かしながら進める。
- また、来訪者の多様なニーズや移動などを促進させるしかけ（観光型MaaS*、IR事業者によるコンプ*の活用等）とも連携を図りながら、広域観光・周遊の促進を目指す。

* MaaS (Mobility-as-a-Service) 手元のスマートフォン等から検索～予約～支払を一度に行えるように改めて、ユーザーの利便性を大幅に高めたり、また移動の効率化により都市部での交通渋滞や環境問題、地方での交通弱者対策などの問題の解決に役立てようとする考え方の上に立っているサービス
 * コンプ (コンプリメンタリー/complimentaryの略) 特定の利用客に対し、無料、割引料金で接遇すること。特別のVIPやホテル関係者に対し、宿泊料金を割り引いたり、無料にすることが通例。



3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性（9）懸念事項対策

「①懸念事項対策全般」

前提

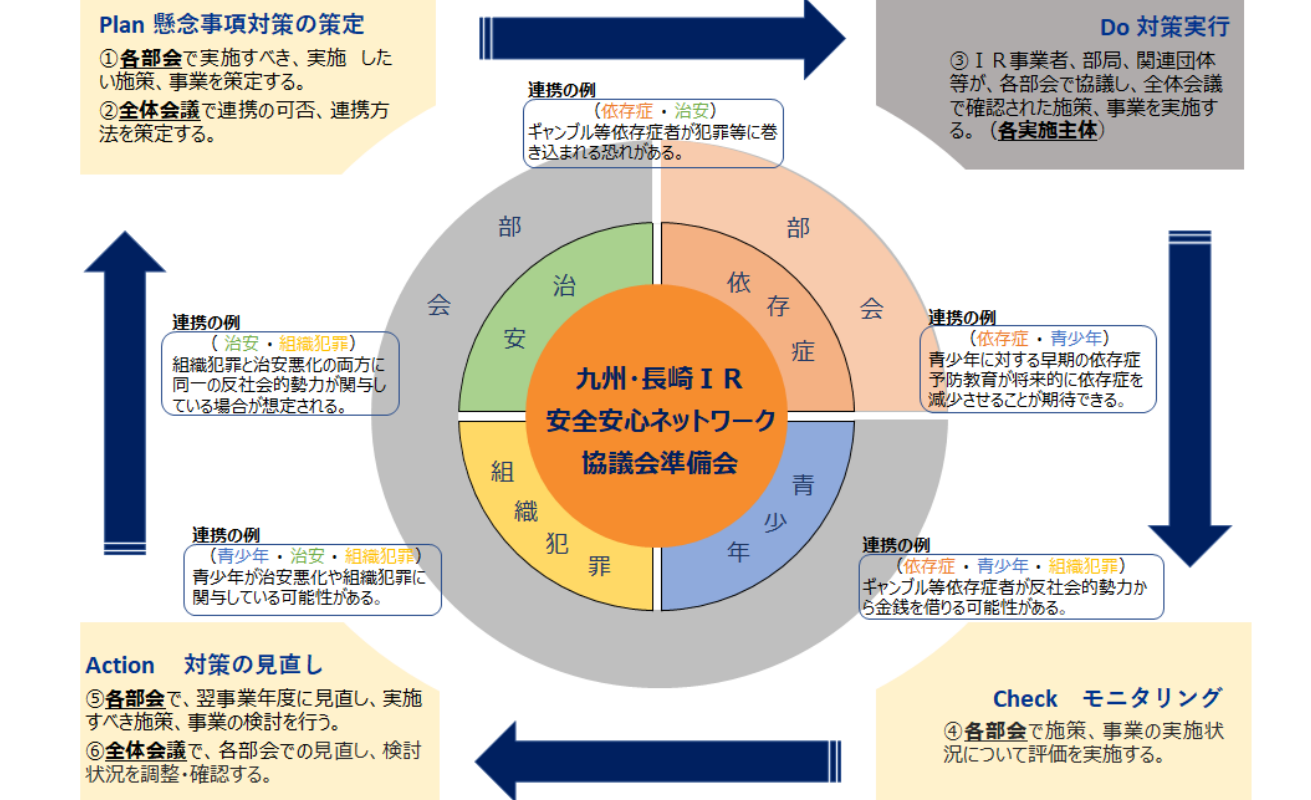
- ✓ 基本方針において、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除やこれと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策、また、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が適切に行われることが求められている。
- ✓ 具体的には、依存に係る相談体制整備や普及啓発等の既存取組に加え、組織犯罪・治安・青少年対策などの広範な分野における対策が求められている。
- ✓ 令和2年1月、IRの誘致を表明している他の自治体に先駆けて長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定。

方向性

幅広い主体が連携した協働体制の構築

- ✓ ギャンブル依存症対策に加え、治安維持等対策（治安維持対策・組織犯罪対策・青少年の健全育成対策）に係る幅広い主体が連携した協働体制を構築し、対策の検証・改善を継続的に実施。
 - R2.11月 : 準備会設置
 - ~ R3.4月 : 課題整理、取組事項検討
 - R3.5月 : G依存症セミナーの実施
 - R3.6月~ : 各部会等の開催
 - R3.10月 : IR事業者合流
 - 区域認定後 : 協議会発足

連携・協働体制の構築のイメージ



■九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会 ※専門機関や地域住民などの幅広い団体から参画

| 役職 | 団体名等 |
|-----|--|
| 会長 | 三川内地区自治協議会（佐世保市東部地区 地区自治協議会連絡協議会 会長）（地域住民） |
| 副会長 | 早岐地区連合防犯協会（治安維持対策） |
| | 早岐地区暴力追放運動推進協議会（組織犯罪対策） |
| 構成員 | 長崎大学病院（依存症対策） |
| | 佐世保市PTA連合会（青少年の健全育成対策） |
| | 佐世保市東部地区内の7つの自治協議会（佐世保市東部地区自治協議会連絡協議会） |
| | 長崎国際大学（地元大学） |
| | IR事業者（安全安心対策担当） |
| 事務局 | 長崎県警本部 警務課、早岐警察署 |
| | 県IR推進課 |

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性 (9) 懸念事項対策

「②懸念事項対策の方向性・対応策・軽減策（治安維持対策・青少年の健全育成対策・組織犯罪対策）」

| | | 取組（想定・予定等含む） | |
|------------|------------------|--|--|
| 項目 | | R3（2021）年度 | R3に加え、R4（2022）年度以降の取組事項 |
| 全般 | ✓ 警察力の強化 | 【内容】 ✓ 警察官増員等の体制整備、警察施設機能強化の具体的検討 | |
| 治安維持対策 | ✓ 犯罪防止対策 | 【内容】 ✓ 「犯罪なく3（さん）ば運動*」の推進 ✓ 防犯ボランティアとの連携、広報媒体を活用した情報発信 ✓ 街頭防犯カメラ設置検討 ✓ 九州・長崎安全安心NW協議会準備会での課題整理 | ○「安全安心まちづくり行動計画」の推進 |
| | ✓ 地域風俗環境対策 | 【内容】 ✓ 風俗営業者等の団体との連携及び指導 ✓ 風俗営業所等に対する定期的な立入検査 ✓ 九州・長崎安全安心NW協議会準備会での課題整理 | ○風俗環境の整備・規制 ○屋外広告物対策 |
| | ✓ テロ対策 | 【内容】 ✓ 関係機関との連携による水際対策の強化 ✓ 官民一体となったテロ対策（県、関係機関、重要インフラ事業者等との情報共有、連携強化等）の推進 | ○関係機関との連携による水際対策の強化 ○官民一体となったテロ対策（県、関係機関、重要インフラ事業者等との情報共有、連携強化等）の推進 |
| 青少年の健全育成対策 | ✓ 青少年対策 | 【内容】 ✓ 学校へのリーフレット配布、広報媒体を活用した情報発信 ✓ 学校からの要請に基づく講習会の実施 ✓ 九州・長崎安全安心NW協議会準備会での課題整理 | ○青少年の健全な成長を阻害する行為から保護するための対策の推進 ○補導活動、福祉犯の取締り等、青少年を保護するための対策の推進 |
| 組織犯罪対策 | ✓ 組織犯罪対策（犯罪収益対策） | 【内容】 ✓ 暴力団の維持・運営に協力する建設業者等を入札・契約から除外 ✓ 九州・長崎安全安心NW協議会準備会での課題整理 | ○IR事業者との情報共有のあり方の具体的検討 ○マネー・ローンダリング、事業介入への対策等、犯罪収益移転防止対策の推進 |
| | ✓ 暴力団等反社会的勢力対策 | 【内容】 ✓ 暴力団排除テレホン等相談窓口の活用 ✓ （公財）長崎県暴力追放運動推進センターとの連携 | ○暴力団排除活動の推進 ○来日外国人犯罪対策の推進 |

* 県、県警察及び県教育委員会が主唱し、県民総ぐるみで取り組む“カギかけんば” “ひと声かけんば” “見守りせんば”を柱とする運動

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性 (9) 懸念事項対策

「③懸念事項対策の方向性・対応策・軽減策（ギャンブル依存症対策など）」

| 項目 | 取組（想定・予定等含む） | |
|--|---|--|
| | R3（2021）年度 ※予算：24,617千円 | R3に加え、R4（2022）年度以降の取組事項 |
| ✓ 教育の振興等 ・ 家庭、学校、職場、地域等におけるギャンブル等依存症に関する教育の振興、広報活動の実施等（基本法14条） | 【内容】 ✓ ギャンブル等依存症に関する正しい理解促進のための広報・啓発の推進 ✓ 民間団体における教育振興取組の推進及び情報発信 ✓ 相談窓口の周知徹底 | ○ギャンブル等依存症に係る実態調査等の結果を通じた予防教育・啓発の充実 ○出前講座実施対象の拡充（専修学校・企業等） |
| ✓ ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 ・ 広告及び宣伝、入場の管理その他関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等を実施（基本法15条） | 【内容】 ✓ 射幸心をあおらない、のめり込み防止のための広告等の実施 | ○設置運営事業者における入場規制や広告規制等の取組・順守状況の確認や管理・指導等 ○依存症に関するパンフレットの配布など事業者と連携した取組の実施 |
| ✓ 医療提供体制の整備 ・ 状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療提供体制の整備等（基本法16条） | 【内容】 ✓ 依存症専門医療機関の選定（随時） ✓ 依存症治療拠点機関と連携した医療提供体制の構築 | ○依存症治療拠点機関を中心とした医療提供体制の構築 |
| ✓ 相談支援等 ・ 精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター及び日本司法支援センターにおける相談支援の体制の整備等（基本法17条） | 【内容】 ✓ 相談拠点機関に依存症専門相談員を配置するなどの相談体制の整備、窓口による相談の実施並びに窓口の周知 ✓ 相談窓口担当者の資質向上 ✓ 各種相談窓口の連携推進 ✓ 回復支援の実施、相談窓口の案内 ✓ 多重債務等に係る消費生活相談体制の強化 | ○事業者の相談窓口や各種相談窓口との連携 |
| ✓ 社会復帰の支援 ・ ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資する就労支援等（基本法18条） | 【内容】 ✓ ギャンブル依存症が回復する病気であることなどの社会全体への啓発・理解促進 ✓ 民間団体における社会復帰支援取組の推進や情報発信 | ○関係機関との連携体制の構築 ○雇用者（主）の理解促進のための啓発活動 |

3. 行政において実現に向けて取り組むべき方向性 (9) 懸念事項対策

「④懸念事項対策の方向性・対応策・軽減策（ギャンブル依存症対策など）」

| 項目 | 取組（想定・予定等含む） | |
|--|---|---|
| | R3（2021）年度 ※予算：24,617千円 | R3に加え、R4（2022）年度以降の取組事項 |
| ✓ 民間団体の活動に対する支援 ・ 予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動の支援等（基本法19条） | 【内容】 ✓ 民間団体の活動への財政的支援 ✓ 民間団体の活動との連携 | ○相談・啓発・回復支援など民間団体の自発的活動への支援 |
| ✓ 連携協力体制の整備 ・ 専門的な医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等における連携協力体制の整備等（基本法20条） | 【内容】 ✓ 長崎県依存症対策ネットワーク協議会（専門部会を含む）による情報共有・連携体制構築 ✓ 九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会による情報共有・連携体制の構築 ✓ 九州地方依存症対策ネットワーク協議会による連携体制の構築 | ○行政や関係機関等で構成する協議体の設置（九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会の設置） |
| ✓ 人材の確保等 ・ ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策等（基本法21条） | 【内容】 ✓ 相談窓口担当者を始めとした関係者の依存症への理解促進・資質向上 | ○ギャンブル等依存症問題や相談対応などの知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のための研修の充実 ○eラーニングプログラムを活用した人材育成プログラムの展開 |
| ✓ 調査研究の推進等 ・ ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究等（基本法22条） | 【内容】 ✓ 福祉・研究機関等と連携した調査研究（実態調査や背景調査等）の推進 | ○福祉・研究機関等と連携した調査（実態調査や背景調査等）の推進 |
| ✓ 実態調査（3年ごと） ・ 3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査等の実施（基本法23条） | 【内容】 ✓ 国の方針を踏まえた調査の実施予定 | ○国の方針を踏まえた調査の実施 ○上記を実施しない年においても毎年、ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合に係る調査の実施 |
| ✓ その他（防災・災害対策、感染症対策等） | ✓ IR事業者との対話や関係機関との意見交換等を通じた、IR事業者を求める条件等の整理の深化 ✓ 具体的な方策についてのIR事業者との共同した検討の深化・区域整備計画への落とし込み | ○区域認定後における、具体的方策の実行に向けた体制整備（消防機能の拡充等）・具体計画の策定・関係機関との具体協議の開始 など |

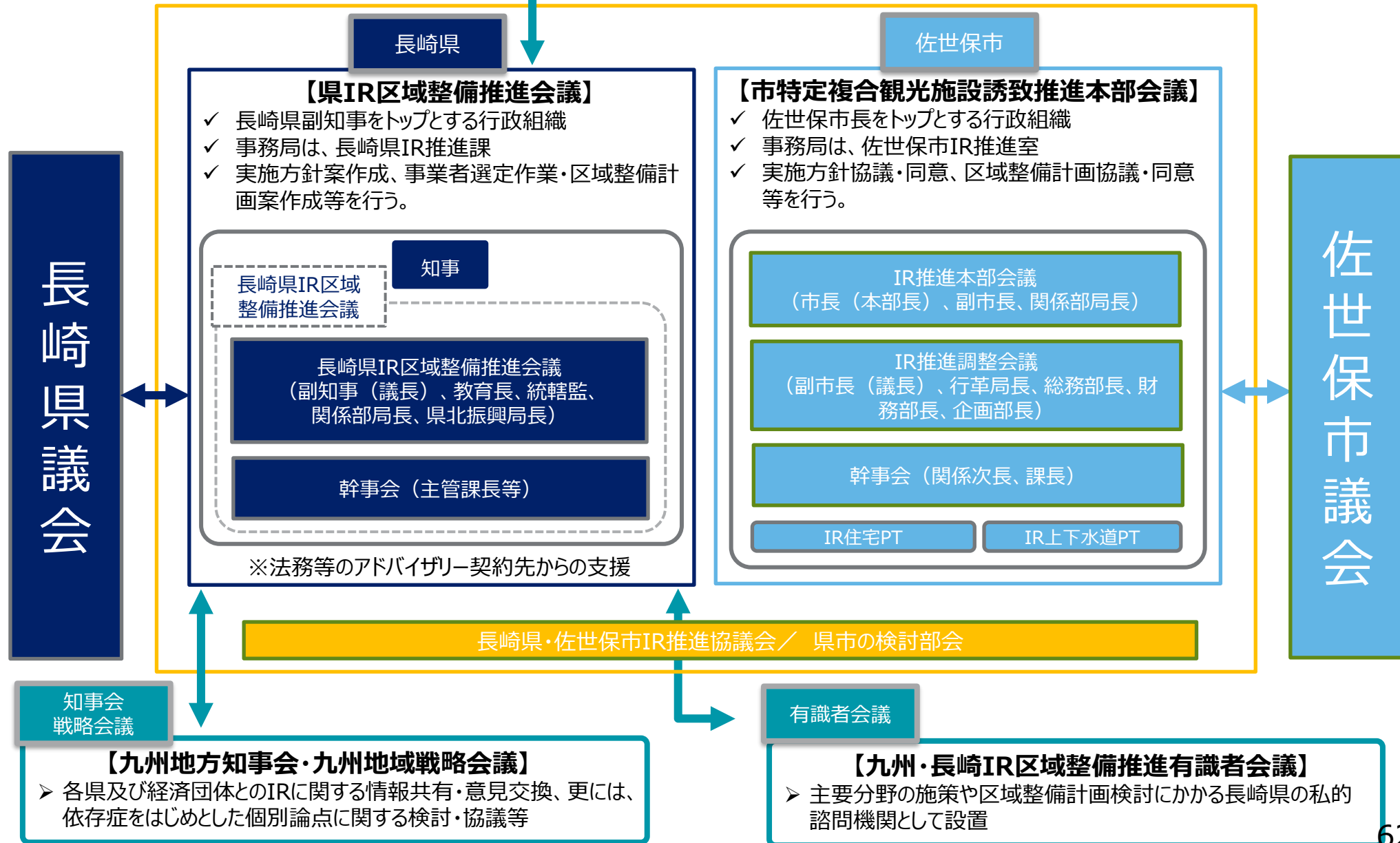
4. 推進体制・スケジュール

4. 推進体制（概ね区域認定迄）

設置運営
事業予定者

【九州・長崎IR設置運営事業予定者】

- IR整備法に基づく設置運営事業等を行おうとする民間事業者（長崎県と共同して区域整備計画を作成・申請等）



4. 推進体制（概ね区域認定以降）（IR整備法等を踏まえたモニタリングイメージ想定）

